

平成29年6月三種町議会定例会会議録

平成29年6月12日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	大澤和雄	2番	宮田幹保
3番	安藤賢藏	4番	三浦敦
5番	清水欣也	6番	工藤秀明
7番	高橋満	8番	
9番	鈴木一幸	10番	小澤高道
11番	成田光一	12番	加藤彦次郎
13番	後藤栄美子	14番	堺谷直樹
15番	伊藤千作	16番	平賀真
17番	児玉信長	18番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長	三浦正隆	副町長	高堂弘道
教育長	鎌田義人	総務課長	腰丸豊
企画政策課長	相原信孝	税務課長	岡部衛
町民生活課長	川村義之	福祉課長	加賀谷司
健康推進課長	佐々木里史	農林課長	眞川信一
商工観光交流課長	吉田正秋	建設課長	高橋善浩
上下水道課長	近藤吉弘	琴丘総合支所長	高橋泉
山本総合支所長	山田幸樹	会計課長	櫻庭一則
教育次長	畠山広栄	代表監査委員	門間芳継
農業委員会事務局長	信太清勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	桜庭勇樹	議会事務局長補佐	平澤仁美
議会事務局主査	池内和人		

一、議事日程

平成29年6月12日(月)

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議長の諸報告
日程第4	町長の行政報告
日程第5	請願・陳情等常任委員会付託
日程第6	議案の上程 議案第44号～諮問第3号 (提案理由の説明・町長)
日程第7	一般質問

平成29年6月13日(火)

日程第7	一般質問
------	------

平成29年6月14日(水)

日程第8	議案第44号	三種町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第9	議案第45号	三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第46号	三種町犯罪被害者等基本条例の一部改正について
日程第11	議案第47号	平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰入について
日程第12	議案第48号	平成29年度三種町温泉事業特別会計への繰入について
日程第13	議案第49号	平成29年度三種町一般会計予算の補正について
日程第14	議案第50号	平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
日程第15	議案第51号	平成29年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
日程第16	議案第52号	平成29年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について
日程第17	議案第53号	平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について
日程第18	議案第54号	平成29年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について
日程第19	議案第55号	平成29年度三種町水道事業会計予算の補正について
日程第20	議案第56号	三種町教育委員会の委員の任命について
日程第21	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第22	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 2 3 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 2 4 請願・陳情委員長報告、審議処理
日程第 2 5 発議第 2 号 議員派遣の件について
日程第 2 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
追加日程第 1 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査の件
追加日程第 2 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件
追加日程第 3 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の件
追加日程第 4 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査の件

一、本日の会議に付した事件
日程に同じ

議長 金子芳継は、平成 2 9 年 6 月 1 2 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 9 時 5 9 分 開会）

議長（金子芳継）
おはようございます。
ただいまから、平成 2 9 年 6 月三種町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員数は 1 7 名であり、定足数に達しております。
本日の会議を開きます。
書記には桜庭君を任命いたします。
説明員として、町長、教育長及び代表監査委員の出席を求めています。
日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、会議規則第 1 2 4 条の規定により 1 番、大澤和雄議員、2 番、宮田幹保議員を指名いたします。
日程第 2. 会期決定の件についてお諮りいたします。
その前に、議会運営委員会が開かれましたので、委員長から本定例会の会期について報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営（宮田幹保）
委員長 平成 2 9 年 6 月三種町議会定例会に当たり、6 月 6 日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。
皆様のお手元に配付しております議事日程表のとおり、会期は本日から 6 月 1 4 日までの 3 日間といたしております。なお、提出案件は 1 8 件となっておりますので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げます。報告といたします。

議長（金子芳継）
ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日 6 月 1 2 日から 6 月 1 4 日までの 3 日間といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日より 6 月 1 4 日までの 3 日間と決定いたしました。
日程第 3. 諸般の報告をいたします。
平成 2 9 年 2 月、3 月、4 月の例月出納検査の報告については、皆様に事前に配付したとおりでございます。
また、町長より地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、提出第 1 号から提出第 3 号まで各出資法人の経営状況等を説明する書類が提出されております。なお、これらについては説明を省略いたします。
以上で諸般の報告を終わります。
日程第 4. 町長より行政報告を求めます。町長。

町長（三浦正隆）
6 月議会定例会の開会に当たり、3 月定例議会以降の町の動きなどをご報告申し上げます。議員各位並びに町民各位のご理解とご協力をいただきたいと存じます。
それでは、企画政策課関係から順次ご報告申し上げます。
初めに、三種町総合計画について申し上げます。
第 2 次となる三種町総合計画は、第 1 次総合計画を継承しながらも、町民の皆様などを対象に行ったアンケートの結果を反映し、三種町総合計画審議会や議会の皆様のご意見をいただきながら、3 月 3 1 日に策定を完了したところでございます。
今回の計画は、若者や女性に焦点を当てたことが一つの特徴であり、サブタイトルを「若者や女性が輝く三種（ふるさと）創造プラン」としたところであります。
町民の皆様には、計画の概要版を 6 月 1 日に全戸配付しましたので、ぜひごらんいただき、今後のまちづくりへのご意見等をお寄せいただければ幸いに存じます。
次に、三種町新・元気づくり支援事業について申し上げます。
新・元気づくり支援事業は、3 年間の実施予定で進めてまいりました。今年度を最終年度として事業を実施しているところであります。
4 月 2 3 日に公開審査会を開催し、3 時間以上に及ぶ審査の結果、5 0 万円以下については 1 5 団体、5 6 2 万 4, 0 0 0 円、1 0 万円以下については 2 9 団体、2 3 7 万 6, 0 0 0 円の合計 8 0 0 万円の事業を採択しております。各団体とも、地域課題の解決や地域の元気づくりに頑張っただけ、自立できる事業に育っていくものと期待しているところであります。
次に、ふるさと納税について申し上げます。
平成 2 8 年度のふるさと納税は 5, 7 5 3 件で、金額では 7, 7 7 6 万 9, 0 0 0 円の実績でありました。前年度に比べますと、件数で 3, 1 7 9 件、金額で 3, 1 7 8 万円程度減っておりますが、これは全国的に制度が普及したことや、熊本での震災援助にふるさと納税が活用されたことが要因と

考えております。

次に、結婚支援事業について申し上げます。

若者の結婚支援に取り組む「みたね縁結びサポーター」13名の活動が4月から始動しました。5月23日には、あきた結婚支援センターのセミナーを受講し、7名が秋田県結婚サポーターに認定されました。今後は、月1回の情報交換会や先進地視察、婚活イベントのサポートなどを通じて、結婚支援に取り組んでいくこととなっております。

次に、移住・定住促進事業について申し上げます。

今年度から、東京の北千住に三種町出身者や三種町に関心のある人が気軽に集まれる「東京のたまり場」を開設し、町とNPO法人「一里塚」との共同で、毎月第3日曜日に運営しております。

「東京のたまり場」では、田舎暮らしや農業に取り組む若い世代の移住相談や、2地域居住の相談を受けるとともに、じゅんさい、メロンなどの農産物の直売、三種町の観光やイベントのPR、ふるさと納税の説明などを試験的に展開していくようにしております。また、本町から都会に出た若者が孤立しないように、そしてやがてUターンしやすいように、ふるさととつながる安らぎの場となるよう取り組んでまいります。

次に、クアオルト事業について申し上げます。

平成28年度の実績については、早朝ウォーキングや各種イベント関係のウォーキングで、延べ9,882名の方が実践されました。平成27年度と比較しますと、1,500名ほどの増となっております。

また、昨年度ゆめろん改修に伴い新設しましたクアオルト浴室及び運動室の利用状況ですが、クアオルト浴室の利用者は延べ1,540名、クアオルト運動室の利用者は延べ985名となっております。引き続き施設のPRなどに努め、利用者拡大を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、税務課関係についてご報告申し上げます。

初めに、町税等の平成28年度課税分収納状況について申し上げます。

平成28年度現年分の最終収納率については、現在集計中ではありますが、5月20日現在の収納率は個人町民税が前年比0.27%減の98.35%、固定資産税が前年比0.05%減の96.63%、軽自動車税が前年比0.50%減の97.85%、国民健康保険税が前年比0.23%減の95.89%となっており、前年度に比べ収納率は微減となっております。

次に、平成29年度の課税状況について申し上げます。

既に課税済みあるいは課税作業中の税目につきまして、各税目の調定額等を前年度数値と比較して申し上げます。

軽自動車税につきましては、既に課税済みではありますが、前年度比3%増の6,033万9,000円となっております。固定資産税につきましても既に課税済みであり、前年度比0.05%減の7億382万2,000円となっております。

個人町民税につきましては、現在作業中であり、未確定ではありますが、所

得は前年に比べ2.49%の増となる見込みであります。

詳細については、この後、県及び国へ報告する市町村税課税状況等の調べによることとなりますが、営業所得が対前年比2.65%の減と不振だったほかは、農業所得が38.22%の増など、他の所得が対前年比で増となっており、これらの要因により所得は増加するものと見込んでおります。

今年度も引き続き、夜間納付相談窓口の開設やコンビニ収納といった納税環境の整備に努めるとともに、きめ細かな納税相談などを通じて、収納率の向上を図ってまいります。

町民の皆様には、町税等の納税に対する特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、町民生活課関係についてご報告申し上げます。

初めに、4月16日に行われた「全町クリーンアップ」については、八郎湖周辺のクリーンアップに合わせ、全町一斉に実施されたところであります。当日は、八郎湖周辺や集落周辺に2,236名の町民各位が参加し、2トントラック9台、軽トラック143台分の可燃ごみ並びに不燃ごみを回収しております。身近な環境を守るために参加された皆様に感謝申し上げ、今後とも地域の環境美化にご協力くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。

次に、三種町防災訓練については、昭和58年に発生しました日本海中部地震の教訓をもとに制定された「県民防災の日」の趣旨と、地域防災計画に基づき、町と三種消防署の共催により、ことしは下岩川長面の「すいらんの館」周辺を訓練会場として、5月26日に実施しております。

訓練は、当日の午前5時半、秋田県沖を震源とするマグニチュード7.7の地震が発生、震度5強の強い揺れを記録して、長面集落では多数の住宅火災が発生し、電気、水道等の施設に大きな被害が発生したとの想定で、消防団員並びに消防署による火災防御訓練及び救急救助訓練と、地元長面自治会及び不動田自治会によるバケツリレーで初期消火訓練が行われております。中でも、「すいらんの館」周辺で約570メートル間をポンプ車及び小型ポンプ車16台で行った給水リレー訓練は、給水確保が困難な地区にとって今後の消火活動に大きな成果となりました。

この日の訓練では、消防団や地域住民など185名の参加と、ポンプ車及び消防車両32台が出動し、予定どおり訓練を終えることができました。防災体制の強化と地域住民への防災思想の高揚を図るといった防災訓練の目的は、十分に果たされたものと存じます。

次に、三種町消防団の分団の統合と支団制の廃止について申し上げます。

地域の減少や高齢化による消防団員の減少で、分団そのものの維持が困難な地域があるほか、今後ともこうした状況に陥る分団がふえ、住民の安心・安全の確保に支障が出てくるのが想定されることから、これまで27あった分団を9分団（琴丘地区は第1、第2、第3分団、山本地区は第4、第5、第6分団、八竜地区は第7、第8分団、これに本部づきの本部分団が加わり

9つの分団)に組織再編することを消防団側から提案され、4月1日からは分団と統合した新体制のもとでスタートしております。

支団制の廃止については、合併して10周年を迎え、旧町の枠組みである支団制を廃止し、分団名称を第1分団から第8分団と本部分団の一連番号制としました。

今回の組織再編によって、分団管轄区域の人口及び定数が多くなり、団員の確保がしやすくなるほか、分団の団員数がふえることで、火災発生時は従来の分団以外の地域からも駆けつけ、有事の対応が強化されます。また、団員個々の負担が軽減され、消防団活動の幅が広がることが期待されます。今後も引き続き消防団員の負担軽減を考慮しながら、地域の消防・防災力を維持するため、消防団の組織強化に取り組んでまいります。

次に、三種町防災行政無線統合整備事業について申し上げます。

防災行政無線の工事の状況については、順調に工事が進んでおりまして、5月末現在までの進捗状況はデジタル送信施設、中継局、簡易中継局、再送信子局、各支所の遠隔制御装置、また琴丘、八竜地区の屋外子局がほぼ完成しており、現在は山本地区の屋外子局を整備しております。放送も試験中ではありますが、デジタルによる全町一斉放送に切りかわっており、今後完成に向けた一層の事業推進を図ってまいります。

続きまして、福祉課関係についてご報告申し上げます。

「子どもの明るい未来づくりプラン」、いわゆる子供の貧困対策に関する整備計画でございますが、本年3月に策定を終えております。基本理念を「すべての子どもたちが、夢に向かってチャレンジできる三種町」とし、計画における重点的な取り組みとして「教育の支援」「生活の支援」「親と子の就労支援」の3項目を掲げております。

本年度におきましては、来年度からの本格実施に向けた試行的な事業として、「子どもの学習支援事業」を行う予定でございます。今定例会に係る補正予算を計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

続きまして、健康推進課関係についてご報告申し上げます。

初めに、平成28年度の国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、単年度収支で1億500万円余りの赤字となる見込みであり、平成29年度においても非常に厳しい財政運営になるものと予想されております。そのため、平成25年度において医療分所得割を2%引き下げて以降据え置いておりました保険税率の改正が必要であるとの結論に至り、国民健康保険運営協議会での審議を経まして、国民健康保険税条例の一部改正案と、当面の財政安定化のための補正予算を今定例会に上程したところであります。

国民健康保険については、平成30年度から都道府県単位での財政運営に切りかわるため、現在県と市町村担当で組織する作業部会におきまして協議・調整を進めているところであり、10月には都道府県化後の運営方針が決定される予定となっております。詳細につきましては、改めて説明の機会

を設けることといたしますが、今後も都道府県化による影響などを十分見きわめながら、対応してまいりたいと存じます。

次に、健診事業について申し上げます。

ことしの健診は、7月3日から琴丘地区のひまわりセンターを皮切りに、8月4日までの16日間、11カ所を実施し、その後、日曜健診、追加健診を実施する予定となっております。

また、健診事業の中では、特定年齢として20歳と40歳の女性の方々にがん健診の無料クーポン券を配付して、受診を促しておりますので、年度末まで進捗管理に努めたいと考えております。

健康状態の把握や疾病の早期発見のためにも、町民の皆様には毎年必ず健康診査を受けていただくことを願うところであります。

次に、後期高齢者医療制度について申し上げます。

平成29年度は、平成30年度から2年間の保険料について料率改定の作業が行われますので、保険者である広域連合と連携しながら、被保険者への情報提供に努めてまいります。

次に、福祉医療費について申し上げます。

昨年8月から福祉医療費受給者の対象年齢を高校生まで拡充したことから、平成28年度の子供の福祉医療費受給者数は3月末現在で1,631名、子供への福祉医療費支出額は4,521万2,000円となりますが、このうち拡充された高校生への支出額は425万4,000円となっております。今後も医療費助成制度を通じ、安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

続きまして、農林課関係についてご報告申し上げます。

初めに、春の水稻播種作業は4月16日ごろが盛期になりましたが、播種後の育苗期は気温が平年より高目だったものの、日照時間が少ない状況でありました。また、一部で急激な高温により苗の障害が見られたところもあり、天気が周期的に変わったため、播種時期の違いにより高温による葉先焼け障害が出たところや、低温によると見られる成育障害がありました。気温の変動に加え、4月中旬の強風により生育が心配されたところですが、5月中旬からは天気もよく、田植え作業も順調に進み、終了しております。本年産米の豊作を願うとともに、昨年並みの価格は維持してもらいたいものと願っております。

次に、平成29年産米の生産調整について申し上げます。

町に配分された生産数量目標は1万8,710トンで、昨年に比べ195トン、1.03%の減となりましたが、2,123農家に対して56.5%で一律配分しております。農家からは、この配分により水稻生産実施計画書を提出していただいております。現段階の集計では88.55%の農家より生産調整にご協力いただくことになっております。

計画の内訳として、主食用米が3,038ヘクタール、転作では大豆が843ヘクタール、加工用米、備蓄米が684ヘクタール、ホールクロップサ

イレージ用稲が25ヘクタールなどとなっており、6月1日から15日までに生産調整の現地確認を実施し、6月23日から3日間、町内3地域で経営所得安定対策加入申請の受け付けを行う予定となっております。

なお、平成28年産米及び畑作物の収入減少影響緩和対策では、米価が標準的収入を上回り、発動されませんが、大豆は価格が下回ったことから、5月12日付で国からの収入減少影響緩和交付金の交付に関する告示がありましたので、ご報告いたします。

次に、農地中間管理事業について申し上げます。

農地の集積・集約化でコスト削減と担い手育成を目指す本事業の平成28年度実績は、以下のとおりとなっております。

貸し付け希望者は84農家、71.91ヘクタールで、借り受け希望者は94経営体、772.82ヘクタールとなっております。このうち、46.22ヘクタールが契約締結に至り、農用地利用集積計画並びに農用地利用配分計画書が承認されております。今年度については、4月より受け付けが開始されておりますが、より多く契約締結に至るように、円滑に農地中間管理事業を進めてまいります。

続いて、昨年10月8日に発生した豪雨災害で被災した農地等のうち、国庫補助事業で採択された農地10カ所、農業用施設12カ所の復旧状況について申し上げます。

4月末をもって農地10カ所、農業用施設5カ所の復旧工事が完了しております。また、ため池6カ所、水路1カ所の合計7カ所については、5月に工事請負契約済みで、最も遅い完成期日を9月末として、復旧工事を実施中であります。さらに、国庫補助に該当しない水路、道路などの小規模な被災箇所については、町が簡易な復旧工事を実施し、春の作付に影響がないよう配慮しております。また、農業者等がみずから行う復旧工事に対する経費の助成については、農地の復旧を中心に9件の申請があり、助成を行っております。

次に、芦崎地区の県営圃場整備事業については、昨年に引き続き主に農地をかさ上げする土の搬入と、揚水機の製作を行い、面工事では11.3ヘクタールを実施する予定です。

次に、多面的機能支払交付金事業について申し上げます。

今年度の活動組織は、昨年と同じく49組織で、農地維持活動、資源向上活動、合わせて1億1,750万円の内示が4月にあり、今後概算払いを行いながら、組織の円滑な事業活動が行われるよう対応・支援してまいります。

次に、松くい虫被害対策について申し上げます。

松くい虫の防除対策として、6月下旬に石倉山公園とことおか中央公園に薬剤地上散布を実施いたします。また、ことしの春以降に松くい虫被害に遭った松を対象として、八竜地区海岸部一体、石倉山公園、羽根川森林公園、ことおか中央公園などを秋に調査し、冬期間に伐倒駆除処理を実施する予定

であります。

今後とも被害の拡大阻止を目指し、努力してまいります。

続きまして、商工観光交流課関係についてご報告申し上げます。

観光情報発信の拠点となりますふるさと資源情報センターにNPO法人ふるるんと、NPO法人三種町観光協会が入居し、4月から業務を行っております。

ふるるんにつきましては、職員2名が配置され、5月14日からは首都圏の取引先等へじゅんさいの発送を行っているところであります。また、7月6日には喫茶部門として純喫茶「わらうかど」がオープンします。喫茶部門がオープンすることで、道の駅ことおか一帯のにぎわいと、交流人口の拡大につながるものと期待しております。

また、三種町観光協会は、職員2名であります。じゅんさい摘み取り体験期間中は土日祝祭日もオープンし、摘み取り体験の受け付けや観光案内等を行っております。

次に、三種三十六景フォトコンテストについて申し上げます。

去る5月11日、平成28年度三種三十六景フォトコンテストの表彰式が開催され、藤里町の桂田和仁氏の「Starry beach」が最優秀賞を受賞しております。

このフォトコンテスト事業は28年度で終了し、これまでに36作品がそろったところでありますが、受賞作品は秋田空港1階の国内線旅客ターミナルビル内にあります市町村ブースや、町内外のイベント等で展示するほか、観光ポスターへの活用やポストカード、カレンダーなどの関連商品を製作し、販売する予定であります。

次に、地方創生推進交付金事業を活用した三種町PRラジオ放送事業については、ABSラジオ「佐藤有希のあさラテ・みたねにあいたい」の番組で、毎週土曜日朝9時より10分間、三種町の観光特産品情報やイベント情報が放送され、毎回事業所やイベントを担当する町民が出演しております。また、三種町の特産品などのプレゼントコーナーもあり、リスナーには大変好評を得ており、来年3月まで放送してまいります。

次に、三種町スーパープレミアムつき商品券発行事業について申し上げます。

地方の経済情勢が厳しい中、消費者の負担軽減を図るとともに、購買力の流出を防ぎ、町内事業者の育成と経営意欲の向上を図ることを目的として、今年度もプレミアムつき商品券を発行いたします。発行総額は2億円で、プレミアム率10%とし、販売・利用期間とも8月1日から1月31日までとして実施いたします。

次に、じゅんさい関係についてであります。今年度3年目となります県補助事業「提案型地域産業パワーアップ事業」を活用して、栽培環境成育調査、JGAP生産者の育成と募集、首都圏及び台湾等での商談会、県立大学での水耕栽培試験等の事業を昨年度に引き続き進めているところでありま

す。

また、ことしのじゅんさい摘み取り体験は8カ所の沼で実施され、5月8日から受け付けを開始しております。

4月の天候変動の影響で、収穫は若干おくれ気味でありましたが、ことしも町内外のたくさんの方に摘み取りを楽しんでいただければと思っております。

この後のイベント関連では、6月18日にじゅんさいの館で開催される「じゅんさい旬祭り」、7月2日には阿部農園で第4回世界じゅんさい摘み取り選手権大会が開催されるほか、7月1日の「じゅんさいの日」の前日の6月30日には、町内小中学校でじゅんさいを使用した給食を提供することになっております。

次に、三種町地域雇用創出推進事業について申し上げます。

本事業は、ことしで8年目を迎えます。5月25日現在の補助金交付決定額は、32件の1,003万8,000円となっております。

次に、資格取得支援事業についてであります。本事業は就職や仕事に役立つ資格や免許を取得した65歳未満の就業者や求職者、学生に対して経費の一部を補助するもので、平成28年度から実施し、昨年度の利用者は54人、補助額は298万5,000円となっております。今年度からは、個人のほか町内に本社または本店もしくは支店を有している事業者からの申請も可能としたところであり、町内事業所の業績向上につながっていくことを期待しているところであります。

次に、町出資法人である「さんばりお」「ゆうばる」「ゆめろん」の経営状況についてであります。平成28年度決算報告では3法人とも黒字決算となっております。決算報告書等は、経営状況等を説明する資料として今定例会へ提出しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

続きまして、建設課関係についてご報告申し上げます。

初めに、住宅リフォーム助成事業について申し上げます。

今年度の補助金申請状況は、5月末時点での申請件数が63件あり、576万1,000円の交付決定をしております。件数では昨年より6件多くなっておりますが、補助交付決定額で約63万円、事業費で541万円の減となっております。

次に、平成29年度に発注が見込まれる工事について、予定価格250万円以上の工事29件を4月28日に公表しております。なお、これは発注見通しの立っているものについて公表したものであり、実際に発注される工事は公表内容と異なったり、掲載されていない工事が発注される場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、社会資本整備総合交付金事業について申し上げます。

今年度事業の一つとして、橋梁47橋の点検業務を委託したところであります。道路補修工事につきましては、今後準備が整い次第、発注してまいります。

次に、三種川河川改修事業について申し上げます。

秋田県では、床上浸水対策特別研究事業の中間年であります。今年度の河川改修延長を1,800メートルとして計画しております。これにより、事業進捗率は57%となり、洪水被害もこれまでより軽減されるものと期待されるところであります。

続きまして、上下水道課関係についてご報告申し上げます。

初めに、生活排水処理事業について申し上げます。

浄化槽整備事業につきましては、当初予算で5基分を見込んでおりましたが、昨年度4基の実績に対し、5月までに10件の問い合わせがありましたことから、追加分として今定例会に補正計上しております。

また、釜谷地区の公共下水道接続工事につきましては、5月に設計書作成業務を発注しており、業務完了後、地区の要望を考慮しながら、随時工事を発注していく計画となっております。

次に、温泉事業について申し上げます。

今年度から6カ年計画で予定している施設改良工事に向け、昨年度に実施設計業務を発注しておりますが、今定例会には今年度分の工事費として6,534万円を補正計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

続きまして、教育委員会関係についてご報告申し上げます。

初めに、学校関係について申し上げます。

小学校5・6年生と中学校全クラスに地方紙を配置する、県内で初めての「1学級1新聞」事業を実施いたします。事業の狙いとしましては、習慣的に新聞を読むことで、子供たちの読解力の向上や郷土愛の醸成が期待され、教育格差の解消にもつながるものと思っております。

いわゆるSNSなどの進歩により、新聞に触れる機会の少ない子供たちにとって、貴重な教材になるものであり、今定例会に関連予算を計上しております。

全国学力学習状況調査は、町内の全小学校の6年生と全中学校の3年生が対象で、去る4月18日に実施されております。8月下旬には結果が出される予定でありますので、概要を広報でお知らせいたします。

次に、今年度から就学援助の拡充を実施し、準要保護者の児童生徒会費とPTA会費は、小学生が52名、中学生が36名の合計88名、クラブ活動費は中学生が36名対象となりました。これまでの学用品費や校外活動費と合わせて、5月8日に367万円を支給しております。

次に、奨学金奨学生の募集を4月1日から開始してはりましたが、9名の申請があり、5月16日の選考委員会において5名の貸し付けを決定しております。

次に、学校給食関係について申し上げます。

今年度も給食費の減免申請を4月から受け付けた結果、5月1日現在で半額減免者が小学生で493名、中学生が283名の合計776名、全額免除

者が小学生で87名、中学生が40名の合計127名となっており、合わせて903名の児童生徒が対象となっております。減免額は約2,472万円を見込んでおります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

「みたね大学」の開講式が5月31日に山本ふるさと文化館で開催され、6コースへ延べ336人の申し込み者のうち206人が参加し、チャレンジデー大使の伊藤 衛氏の指導による軽体操を行ったほか、秋田県教育庁生涯学習課の佐藤 潔氏から講話をいただきました。

次に、スポーツ関係について申し上げます。

秋田わか杉国体・わか杉大会開催10周年を記念したバスケットボールのメモリアル試合は、5月2日、琴丘総合体育館でJR東日本秋田ペッカーズと、宮城明成高校が対戦し、約350名が観戦に訪れました。

試合はJR東日本が勝利しましたが、中学生選手たちは激しい攻防を真剣に見つめ、刺激を受けていました。

ことしのゴールデンウィーク期間中も多くのスポーツ合宿が琴丘総合体育館等で行われました。5月3日から4日まで開催された第32回東日本中学校選抜バスケットボール琴丘大会を初め、スポーツ合宿等の宿泊延べ人数は628人となっております。

次に、スカルパ野球場改修記念行事として、第23回ダイワハウス全国青少年野球教室を、5月14日に町内外の小学校3年から中学校3年まで男女125名が参加し、開催いたしました。秋田県出身を含む元プロ野球選手7名の講師が、守備練習や打撃練習で指導を行い、攻守の大事なポイントを教え、野球の楽しさを伝えていました。

次に、5月31日に開催されました「チャレンジデー2017」について申し上げます。

5度目の実施となることしは、全国128自治体、県内では25市町村で一斉に開始され、本町は岩手県大槌町と参加率を競い合いました。

成績は、本町が人口1万7,371人に対し8,429人の参加で48.5%、大槌町が人口1万2,278人に対し6,168人の参加で50.2%と、残念ながら惜敗いたしました。

主なイベントとしては、中央大学準硬式野球部監督の池田浩二氏によるスポーツ講演会や、テレビ・ラジオ番組のパーソナリティーとして活躍されている椎名 恵さんを招いての森岳温泉石倉山コースでのクアオルトウォーキングなど、さまざまなスポーツイベントが実施され、子供から大人まで多くの町民が心地よい汗を流した1日となりました。

以上、ご報告申し上げ、行政報告といたします。

議長（金子芳継）

町長の行政報告を終わります。

日程第5. 請願・陳情等常任委員会付託の件を議題といたします。

今期定例会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しております請願

・陳情文書表のとおりであります。

なお、朗読は省略いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会において、陳情第3号は複数の所管に属するため、分割付託とし、施設建設に関する事項については産業建設常任委員会に、環境対策に関する事項については教育民生常任委員会に、陳情第4号は教育民生常任委員会に、陳情第5号は総務常任委員会に付託することにしておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第3号は産業建設常任委員会及び教育民生常任委員会に、陳情第4号は教育民生常任委員会に、陳情第5号は総務常任委員会に付託して審査することに決しました。

日程第6. 議案第44号から諮問第3号までを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三浦正隆）

それでは、提出議案につきましてご説明いたします。

今期定例会の提出議案は、条例の一部改正議案3件、特別会計への繰り入れに関する議案2件、平成29年度一般会計及び各特別会計等の予算の補正に関する議案7件、教育委員会の委員の任命に関する議案1件、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問3件、合わせまして16件であります。

初めに、議案第44号、三種町国民健康保険税条例の一部改正については、平成29年度における国民健康保険税の賦課に伴い、各税率を引き上げる改正を行うものであります。

本町の国民健康保険事業は、1人当たり医療費の増加に加えて、保険税収入の伸び悩みなどから、平成24年度以降単年度収支で赤字が続いているところであり、仮に現行税率でいくとした場合、平成29年度では約5,500万円の財源不足が生じると見込んでいます。

こうした状況を改善し、国保財政の健全化を図るためには、税率を引き上げざるを得ない状況となっておりますが、不足する財源を全て保険税に求めた場合、被保険者の負担が大きいため、負担軽減調整分として一般会計から2,000万円を追加支援し、負担増を緩和した内容で税率の引き上げをお願いするものでございます。

今回の改正内容について申し上げますと、まず医療分につきましては所得割では0.37%引き上げ、6.52%に、資産割では0.71%引き上げ、31.75%に、均等割では2,400円引き上げ、2万7,400円に、平等割で1,000円引き上げ、2万1,000円とする改正内容となったところであり、

また、後期高齢者支援金分については、所得割で0.08%、資産割で

1. 10%、均等割で1,400円、平等割で900円を、介護納付金分については所得割で0.08%、資産割で1.27%、均等割で700円、平等割で500円をそれぞれ引き上げる内容となっております。

次に、議案第45号、三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、三種町消防団員の階級の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号、三種町犯罪被害者等基本条例の一部改正については、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族または傷害を受けた者の生活の安定に向けた支援と、精神的被害の軽減を目的とした「犯罪被害者等見舞金」を創設するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第47号及び議案第48号は、地方財政法第6条の規定による平成29年度一般会計から各特別会計への繰り入れ議案であります。

議案第47号、農業集落排水事業特別会計へは36万4,000円を追加繰り入れし、変更後の繰入額を1億472万9,000円以内とするものであり、議案第48号、温泉事業特別会計へは6,552万4,000円を追加繰り入れし、変更後の繰入額を6,728万7,000円以内とするものであります。

続きまして、議案第49号から議案第55号までは、平成29年度一般会計及び各特別会計等の補正予算に関する議案であります。

議案第49号、平成29年度一般会計予算の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,907万9,000円を追加し、予算総額を102億6,727万3,000円とするものであります。

初めに、歳出の主なものからご説明いたします。

各款全般におきまして人件費の調整を行っておりますが、4月の人事異動に伴う昇格等の調整でありますので、人件費部分の詳細については省略させていただき、その他の増減分を中心にご説明させていただきます。

総務費では、電子計算費においてインターネット専用端末機購入費877万7,000円、国民健康保険制度関係業務システム改修負担金243万円を計上したほか、定住対策費におきましては空き家利活用修繕費250万円を追加計上しております。

民生費、国民健康保険費では、保険者支援分及び保険税軽減分の見込みにより、保険基盤安定対策分の国保会計繰出金2,785万9,000円の減額を計上したほか、平成30年度からの国保事業広域化を見据え、今後の安定的な国保運営を図るため、新たに財政調整基金確保対策支援分として1億円を追加計上しております。

衛生費の水道費におきましては、繰り出し基準の見直しに伴い、水道事業会計繰出金1,145万円を減額計上したほか、し尿処理費では合併処理浄化槽設置費補助金463万円を増額計上しております。

また、農林水産業費、農業総務費におきましては、農政庁舎屋根防水改修工事費1,419万1,000円を追加計上したほか、農業基盤整備事業費

では芦崎地区圃場整備県営事業負担金500万円を計上しております。

商工費の商工総務費におきましては、温泉施設改良事業実施のため、温泉事業特別会計繰出金6,552万4,000円を計上したほか、観光費では東北復興対策交付金事業「あきた白神観光振興事業」委託費127万7,000円を計上しております。

消防費の消防施設費では、消防団の再編に伴う待機所拡張のため、第1分団消防資機材置き場建設工事費180万8,000円を計上しております。

続きまして、教育費であります。小学校費の改修工事費として下岩川小学校水飲み場改修、森岳小学校焼却炉撤去、金岡小学校体育館外壁・屋根塗装、浜口小学校駐車場舗装、湖北小学校防犯灯設置、トイレ換気扇改修、各小学校電気設備改修工事など、総額2,739万2,000円を計上したほか、各小学校のAED更新費112万円を計上しております。

公民館費では、山本公民館総合支所建設工事基本設計業務765万9,000円、同工事に伴う地質調査業務費302万4,000円を計上しております。

体育施設管理費では、B&G海洋センター改修工事費など総額で240万8,000円を計上したほか、八竜体育館運動器具購入費150万円を計上しております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

国庫支出金におきましては、国保保険基盤安定負担金412万3,000円を見込みにより減額し、衛生費補助金では合併浄化槽設置事業費99万円、商工費補助金では東北復興対策交付金113万4,000円を増額計上しております。

県支出金におきましては、国保保険基盤安定負担金1,976万円を見込みにより減額し、総務費補助金では空き家利活用推進事業費250万円、保健衛生費補助金では合併浄化槽設置事業費134万円、農業費補助金では経営所得安定対策推進事業費199万円のほか、新規就農者経営開始支援事業費を増額計上しております。

繰入金におきましては、特別会計繰入金として国保システム改修事業分243万円を計上し、基金繰入金では収支調整のため財政調整基金繰入金2億6,246万4,000円を増額計上しております。

次に、議案第50号、平成29年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1億6,476万1,000円を増額し、予算総額を27億6,404万7,000円とするものであります。

歳出では、総務費において国保システム改修事業費等280万8,000円を計上したほか、保険給付費では年間給付額の見込みにより3,769万5,000円を増額計上しております。

また、各支援金等の確定により、後期高齢者支援金1,636万2,000円、介護納付金296万6,000円を増額計上しております。

基金積立金におきましては、財政調整基金積立金として1億円を追加計上

しております。

歳入の主な補正は、課税標準の見込みによる国民健康保険税4,378万7,000円の増額と、補助対象給付費等の見込みによる国庫支出金383万2,000円、療養給付費等交付金970万円、県支出金1,149万6,000円を減額計上したほか、前期高齢者交付金では確定により3,178万2,000円の増額計上となっております。

次に、議案第51号、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ26万8,000円を増額し、予算総額を1億7,581万1,000円とするものであります。

補正内容につきましては、歳入歳出それぞれ過年度保険料還付金を増額する補正予算となっております。

次に、議案第52号、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第53号、農業集落排水事業特別会計補正予算は、人件費等の補正でありますので、説明は省略させていただきます。

次に、議案第54号、平成29年度温泉事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ6,552万4,000円を増額し、予算総額を8,234万1,000円とするものであります。

歳出において、温泉配湯管更新工事費6,534万円を追加計上し、歳入では一般会計繰入金を増額計上する補正内容となっております。

次に、議案第55号、平成29年度水道事業会計補正予算につきましては、一般会計繰り出し基準の見直しにより、収益的収入及び資本的収入において総額1,145万円の一般会計繰入金を減額計上しております。収益的支出では、配水及び給水費で漏水調査委託費425万6,000円を計上したほか、資本的支出では浄水場の水位計交換工事費などを増額計上しております。

続きまして、議案第56号は、三種町教育委員会の委員の任命に関し、議会の同意を求めるものであります。

教育委員5名のうち、1名の委員が平成29年6月14日で任期満了となることから、嶋田博光委員につきまして今回再任いたしたく、ご提案申し上げます。

略歴にありますとおり、知識、経験とも豊かで、現在のご活躍ぶりを見ましても、教育委員としてふさわしい方ですので、何とぞ議員の皆様全員からのご同意をお願いするものであります。

次に、諮問第1号から諮問第3号までは、人権擁護委員候補者の推薦に関し、議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号の工藤富直さんは、平成23年10月から、諮問第2号の小山俊一さんと諮問第3号の國塚春美さんは平成26年10月から現在まで、お三方とも人権擁護委員としてご活躍されている方々であり、今回再任のためご推薦申し上げます。

なお、任期は平成29年10月1日から平成32年9月30日までの3年

間となります。

人権擁護委員として適任者であることから人選した次第でありますので、議員の皆様からはご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

以上が今期定例会に提出する議案の概要でありますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。議案説明といたします。ありがとうございました。

議長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

なお、審議、採決については6月14日に行います。

日程第7. 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。11番、成田光一議員。11番。

11番（成田光一）

それでは、私のほうから質問をさせていただきます。

お手元の資料にありますとおり、1つ目としまして自治会要望への対応についてであります。

平成29年度当初予算の実施に当たり、重点事業の一つに自治会要望への集中対応があります。そこで、次の2点について質問をいたします。

1つ目、各自治会からさまざまな要望が出ていると思われませんが、これらの要望に対して今年度はどのように取り組んでいく考えなのでしょうか。

また、現時点で取り組みが決まっている事業などありましたら、説明をお願いいたします。

2つ目、浜田地内への養豚企業の進出が取り沙汰されております。町より地元住民に説明会が開かれていますけれども、その現状と今後の進め方について説明を求めます。

次、大きく2つ目の質問となります。

生ごみ減量化・リサイクルに伴うEM活用についてであります。

ごみの排出処理は、生活を営む上で避けて通れない永遠の課題であります。その量がふえれば、財政にも直接影響が及ぶ事柄でもあります。しかし、それも工夫次第では価値のあるものに変えることができます。特に生ごみは、回収して燃やすだけではもったいないものでもあります。ぜひリサイクル活用をしていくべきだと思います。そこで、次の2点について質問いたします。

1つ目、直近3年間でのごみの排出量を説明してください。

2つ目、町では総合計画の中でもごみのリサイクル活用を唱えていますが、今年度の具体的な施策の考えをお知らせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（金子芳継）

11番、成田光一議員の壇上での質問が終わりました。

当局より答弁を求めます。町長。

町長（三浦正隆）

それでは、11番、成田光一議員のご質問にお答えします。

自治会要望への対応につきましては、これまでも予算を確保しながら、速やかに対処することを心がけてまいりました。今年度も、軽微なもので工事が必要なものにつきましては、連絡をいただいた時点で現場を確認し、危険度、利用度、重要度を考慮して、予算の範囲内でできるだけ早く対処してまいります。

また、予算規模の大きいもの、国、県などへの働きかけが必要なもの、それから町の財産でないもの等につきましては、その都度担当課から連絡するようにしております。

また、要望のあった自治会へも、できる、できないとか、いつごろまでにできる、それからこんな理由でできないなど、具体的に速やかに回答するようにしております。このことによって、かつて書面で各自治会一斉に提出してもらっていたときの事務処理がなくなりまして、曖昧な回答で何年も同じ要望を提出するということもなくなってまいりました。

ちなみに、今年度の自治会長等会議では、8カ所のうち4カ所が終了してございますけれども、主な要望としましては町が管理する河川の洲ざらい、側溝改良、そして舗装の打ちかえや、舗装されていない町道の舗装などのほか、除排雪や公共施設の管理、それからカーブミラーの設置、そして公共交通に関する事など、多岐にわたっております。

また、現時点で取り組みが決まっている事業につきましては、八竜地域では芦崎幹線、大谷地地内の側溝改良、延長約200メートル、それから川尻久米岡3号線の側溝改良、延長100メートル、そして浜田20号線の側溝改良などのほか、琴丘地域、山本地区でもそれぞれ数カ所を計画しております。

次に、2点目の浜田地内への養豚企業の進出に伴う対応についてお答えいたします。

旧秋田ファーム農場跡地に、新たにアストン秋田が豚舎を建設する計画については、昨年の9月議会と12月議会及び本年の3月議会で逐一報告しておりますが、住民の根強い反対で、進展しておりません。

昨年の10月に、浜口地区等の自治会役員22名が、系列の大口農場を視察した上で、12月8日と9日、鶴川地区と浜口地区でそれぞれ住民説明会を開催し、また本年3月15日には浜口地区で2回目の説明会を実施し、町が公害防止協定案を提示しましたが、より厳しい内容と実効性のある協定を求められております。

さらに、5月10日付で浜口地区の6自治会と鶴川地区2自治会の計8自治会長から、連名で「養豚場の悪臭防止等に関し、厳しい対応を求める」という内容の要請書が町長に提出されております。

町では、5月11日に関係する課の職員6名が、ナカショク本社のある新潟県の新発田市の肥育豚舎と、近接の養鶏場を視察しております。いずれも最新式の設備で、特に養鶏場は浜田地区に採用する予定の方法で建築されて

おります。

町としましては、畜舎イメージの醸成と、農場の衛生管理状況を関係する自治会役員に実際に視察していただくために、本定例会に旅費等の関連予算を計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

いずれにしましても、養豚場の問題は根が深く、町としてはより慎重な対応をしなければと認識しております。

それから、2つ目のご質問についてお答えします。

初めに、直近3年間の各ごみの排出量について申し上げます。

当町の場合、南部清掃工場に搬入された可燃物のごみの量は、平成26年度は3,381トン、平成27年度は3,391トン、平成28年度は3,325トンでありました。特に平成28年度については、前年度対比で66トンの減少となっております。

その原因は、住民のごみ減量化に対する意識の高まりもさることながら、やはり人口減少が最大の要因となっております。

今後も、ごみの搬入量については少しずつではありますが減少するものと予想されます。

また、北部粗大ごみ処理場に搬入された粗大ごみの量については、平成26年度は27トン、平成27年度は32トン、平成28年度も32トンでありました。粗大ごみは横ばい状態となっております。

2点目のごみのリサイクル推進についての具体的な施策についてでございますけれども、町の取り組みとしましては、町の広報とごみの分別と出し方のチラシによるごみの分別収集の徹底と、資源ごみのリサイクル活動の啓蒙を重点的に行います。

また、一般家庭から出される生ごみについても、水切りをしてから出すのはもちろんのこと、生ごみの量を減らす手段としてはEMを活用し、生ごみを減量することは大変重要だと思います。

また、平成28年3月議会の一般質問で成田議員にお答えしているところではありますが、今でも「厄介者（生ごみ）を肥料にしながら、再利用できるのは大変素晴らしい」ことであり、私の考えは今も変わっておりません。

町としましても、八竜地区の「EMサークルみたね」、琴丘地区の「EM生活クラブ」及び山本地区の「森岳婦人会」等の各団体と連携を図りながら、EMぼかしを活用した生ごみの減量化や堆肥づくりを初め、水質保全にも活用できるなど、その活用方法も広範囲にわたることが知られております。そのため、今年度もEMを普及していくための講座として、「EM生ごみ堆肥づくり講座」と「EMぼかしづくり講座」をそれぞれ年2回開催することとしております。

今後も生ごみ減量に取り組んでいるEMグループの活動の拡大とPRが不可欠であるため、町としましても町内で活動している団体に対し、講師謝金や材料費等の助成を行っており、継続した取り組みを続けていきたいという

ふうにご考慮しております。

議長（金子芳継）
当局の答弁が終わりました。
11番、成田光一議員の再質問を許します。11番。

11番（成田光一）
それでは、再質問させていただきます。
今、るる説明がありましたけれども、最初に自治会要望の関連ですが、今決定したもの、またやっているものもあるようですけれども、今年度、予算の中でこれまで、今後もやると決めているものも含めて、今年度当初予算は8,000万円になっているんですが、それらのうちのどのくらいのパーセントで今のところ取り組もうとしているのか、考えをお聞かせください。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（高橋善浩）
8,000万円というのは、建設費の一般補修予算だと思いますけれども、8,000万円全て使う予定であります。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）
8,000万円使い切るといふことなんでしょうけれども、今まさに自治会説明会、各地区で開かれているわけですが、そういったところからもまた要望が当然上がってくるわけですが、今までのことも含めて、じゃあこの8,000万円、例えば積算していつて超えるようなことがあった場合、どうなるんですか。そこで積算作業をストップするということですか。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（高橋善浩）
今実施しているのは、これまで要望があった箇所につきまして対応している部分が主でありまして、今年度要望のある部分につきましては、軽易なものにつきましてはすぐ実行しますけれども、経費のかかるものについては次年度以降というふうな考え方で実施しております。以上です。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）
やれるものからやるという、先ほど町長からの説明もありましたが、重点ということで私ちょっとこだわっているんですけれども、実は28年12月にも同じような質問をしているんですけれども、このときには年間でやっぱり8,000万円、これまでずっと8,000万円の建設課に係る部分をまず予算化しているようなんですが、このとき町長の答弁で、もっとあったと思ったけれども8,000万円であったと。次年度はもっと精査して、1億

2,000万円、つまり4,000万円プラスするぐらいの気持ちでいますよということが答弁であるんですが、その辺、どうなのでしょう。

議長（金子芳継）
町長。

町長（三浦正隆）
私の気持ちの中では1億2,000万円という頭があったんですけども、財政のほうから削られてしましまして、結局8,000万円になったという経緯があります。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）
誰が削ったのかわかりませんが、やっぱりこういうのは大事なことだと思うんですね。財政が削られたからあとそれで終わりというのであれば、毎年同じことをやっていることにしかならないわけで、自治会要望に対しての重点対応をしているとは言えないのかなと私は思います。もう一回聞きます。今後、8,000万円を超えるような積算になった場合、4,000万円プラスすることはあり得ますか。町長、どうですか。

議長（金子芳継）
町長。

町長（三浦正隆）
その案件の内容によっては、十分考えられます。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）
きぱっと答えてもらえないのは残念なんですけれども、いずれ12月の議会で質問に対してそういう答弁をしてもらっていますので、これは町の議会だよりも載っています。町民も知っていることですので、ぜひ約束は守っていただきたい。約束じゃないんでしょうけれども、町民としてみればここまで公の紙面に載った以上、どうかひとつ。これは当然住民のためになることですので、何とか町長、ひとつ考えていただきたいというふうに思います。

次に、浜田地内への養豚企業の進出について、質問させていただきます。

私も何回かこの説明会に出席はさせてもらっていますので、正直言って進出ありきで説明が進んでいるような感じがしました。決してそうではないのかもしれませんが、町当局、あと企業の方からの説明で、どうやったら営業できるんだというラインの説明であったのかなというふうに感じております。そういった意味で、この要望書が住民から出てきたのは、当然危機感を持っているからなのかなというふうな感覚で捉えていますけれども、その要望書、ここにあるわけじゃないですが、町長はそれを読んでみてどんな感想でしたでしょうか。

議長（金子芳継）
町長。

町長（三浦正隆）
大変格調の高い文章でありまして、非常に思いがよく伝わってくる、本当に真剣な思いが伝わってくる大変すばらしい要望書でございました。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）
これからいろいろ視察とかも計画するということなんでしょうが、この自治会イコール住民の声というのは非常にやっぱり大きいし、正直私も風向き次第ではおいの飛んでくる大曲地区に住んでおりますので、よくその内情は知っているつもりで、ここに立たせてもらっています。町として、環境基準対策で例えば問題がないというふうになった場合、やっぱり進出はそのまま推進する考えで進めるということになるんですか。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（眞川信一）
お答えします。
アストン秋田の進出の件ですけれども、まず住民の声が第一だということ、これはまず認識しております。先ほど進出ありきではないかというふうなお話がありましたけれども、町としては、特に農林課サイドとしては、拒む理由がないものですから、やむなく仲介に立っていると。町のほうの説明会というふうな形になっていきますけれども、町を仲介としたナカショクさんの説明会をこれまで開催してきたわけです。ですから、今後ともこの姿勢は変わりございません。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）
拒むものがなければということのようなんですけれども、今8自治会から、先ほど町長からも感想があったとおりの要望書が出ております。やっぱりこれは切実な中身である、当然これまで何十年と苦しめられてきた悪臭に対して、今まさに営業していないわけですので解放感がある、これが普通の生活だと思っています、みんな。私も実際、最近においがないので、これが普通だと思っています。これがまたもとに戻るという恐怖感、危機感があるのが実情であるから、こういった要望書が出てくるわけなんですよね。視察によってまたこの先どういうふうなスタイルになるかはわかりませんが、例えば仮にと言えればあれなんだろうけれども、今後この住民運動が活発になって、やっぱり来てほしくないというものが出てきた場合、町としてはどう対応する考えですか。

議長（金子芳継）

町長。

町長（三浦正隆）
仮に住民運動が起こって、進出阻止というような動きになれば、町としても黙って見ているわけにはいかないといえますか、当然これまでも町としては養豚企業に対して厳しいスタンスで臨みたいというふうには思っていますし、住民運動が起きたとすれば、それに対して町も相手企業さんに対して何らかのアクションを起こさなければいけないだろうというふうに思っております。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）
非常に大事な答えをいただいたのかなと思いますが、いずれこのことについてはこの後もまた先輩議員が準備しておるようですので、余り長くは質問しませんが、大事なのはやっぱりこれからのことだと思うんですね。住民に何かごり押し的な部分になってしまったような感じがあるとするれば、これは大きな間違いですので、やっぱりこういった住民の要望書というのがなぜ出てきたのか、本当に十分に考えてほしいと思います。私も正直言って、一町民としては進出してほしくないなという考えはありますが、またこれは別問題として、進出ありきでなく、ぜひ住民と一体となってこの問題について取り組んでいただきたいというふうにお願ひして、この質問は終わらせてもらいます。
次に、大きな2番のごみの減量化についてでございます。
こちらのほうは、私も過去に二度ほど質問しておりまして、その延長上になるわけですが、現在、生ごみについて先ほど数字があったとおり、決して減っているとは言えない状況なのかなというふうに認識しております。数字的には変わらないようなんですけれども、人口が減っているわけですので、どう考えても減っているという効果が出ているというふうなものではないのかなと思っています。先ほどるる具体例ということで、その策を説明していただきましたけれども、これらだけで果たしてごみがこれから減っていくのかどうかというのは私は疑問を感じております。
町として、EM、私3回目ですので、ここでEMを取り上げますけれども、活動しているサークル、グループが町内には3つほどありまして、それぞれ一生懸命頑張っているようなんですが、そこに対しての講演料とか、ちょっとした材料費は出していただいているようです。でも、今の形ではやっぱりごみは減っていかない、むしろ人口が減っていてもごみの量は変わらないわけですので、ごみは減らないというふうにどうしても認識されてしまいます。町として、やっぱり何かもっと変わったてこ入れをしていかないと、ごみは燃やせばいいものだという感覚で町民がこの先なっていくたら、まだまだごみはふえると思うんですね。特に生ごみが。今、広域組合のほうでも焼却炉を新しくということで考えておりますけれども、まず燃やすのは当然

やむを得ないものなのですが、その一步手前としてリサイクルということをやっぱり大きく考えるためにも、もっと本腰を入れて対策を考えるべきだなと思います。例えばクアオルト、これなんかいい例だと思います。行く先には国民健康保険税の軽減、住民の健康推進ということがあるわけですが、やっぱりそういったことは町が一生懸命になってうたって、引っ張って行って初めて効果が出てくるものだなと思います。先ほども言ったとおり、町内で3グループあって、一生懸命生ごみのリサイクルをやっていますけれども、やっぱり限界があるわけなんですね。どのグループに聞いても、やっぱり限界だと言っています。やっぱり町からももう少し本腰を入れてほしいという要望が出ています。これは担当の方も多分わかる話だと思うんですけども、その辺を踏まえて、今後何とかして生ごみを減らす方法をもっと考えてほしいと思います。予算的には今年度は、例えば昨年よりどうなんですか。生ごみを減らすための予算として何か対策を考えて今回設定していますか。お聞きします。

議長（金子芳継）
町民生活課長。

町民生活課長（川村義之）

私のほうからお答えします。

EM菌を使っている団体は管内で3団体ありますけれども、ことしの3月にそれぞれの団体の会長並びに役員の方から招集をいただき、29年度の事業の内容について打ち合わせをしております。その際に、やはり今までやってきた会員の方々の話によりますと、なかなか浸透していかないと。しかし、町のほうとしても今この3つの団体には、堆肥づくりについてはバケツ2個ほど無料で参加者に対して配付していると。それから、ぼかしについては実際今まで2年間ほど町のほうの講習会に参加した方が約100名ほどおりますので、その方に対してもぼかしを、1人大体10キログラム程度ですが、そういった形で無償でそれぞれ配付しているような形にしております。

いずれ町のほうとしても、そういった団体と協議しながら、少しでも会員がふえていくような形になればいいなということで、とりあえずその方向と、あともう1点がリサイクルについてのこともあわせて申し上げますと、実際には燃えるごみのほかにアルミの缶とか、あるいは鉄くず等についてもかなりの量があります。そういったものでも歳入もございますけれども、町のほうとしてはごみの分別の方法と、それから出し方等についても昨年新たにカレンダー的なものをつくっておりますので、これらを含めて重点的に推進していきたいと考えております。

以上です。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）

ぜひ本腰を入れてほしいなと思います。

実は講師料という話なんです、先ほどから三種町では3団体、こういったごみのリサイクルについて一生懸命頑張っている団体があるということです。その講座、講習会を開くのは2カ所なんですね。3カ所じゃないんですね。担当者に聞いたら、予算がないからという答えだというふうなことを聞いているんですけども、そういうことで理解してよろしいんですか、担当の方。

議長（金子芳継）
町民生活課長。

町民生活課長（川村義之）

そのことについてお答えいたします。

講習会で指導できる方が、今現在管内で2名ほどおります。八竜地域の方と、それから琴丘地域の方です。今年度については、山本にそういった方がおりませんので、今回は5月27日でございますけれども、山本地域の公民館で、山本地域の方を招集したわけではないんですけども、まず山本地域の方から多く参加していただきたいということで、そういった形でもしております。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）

まさにそういうことでして、残り1カ所の八竜地区は自前でやるということのようです。そういったことも踏まえたと、どうしても一生懸命頑張っている会員の方々にしてみれば、せめて3カ所でやれるようになってもらいたいものだなというのが本音のようですね。私もそう思います。やっぱり町として一生懸命生ごみに対して、ほかのごみも含めてリサイクルしようという気があるのなら、そういった先駆者といいますか、そういった人たちの話をよく聞いた中で、ぜひこの後も本腰を入れてやっていただきたいというふうに思います。

最後に、先ほど町長からも説明がありましたが、3月付で第2次三種町総合計画が発刊されております。その中でも、まさに冒頭に書かれていますけれども、三種町の将来像の中で、住民と行政が協働で進めることが必要であると。中略しますけれども、住民が主役のまちづくりを目指しますとあります。さらに次の項目では、住民と行政が互いに手を取り合い、地域全体が元気な町として発展していくために3つの基本理念を踏まえて次のような将来像を定めますとありまして、いろいろありますけれども、やっぱりこの精神がすごくこれからは大事なのかなというふうに思います。やっぱり財政も厳しくなってくるわけですので、こういったことも踏まえると、住民の代表組織である自治会、または地域に根差している、そういった各団体の要望とかにはこれまで以上に真摯に耳を傾けていくことが必要と感じます。そのことをお願いしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

た。

議長（金子芳継）
以上で11番、成田光一議員の一般質問を終わります。
次に、13番、後藤栄美子議員。13番。

13番（後藤栄美子）
私から、通告しております質問について申し述べます。
三種町の公共施設は高齢者や障害者に対応しているか。
我が町には、旧町それぞれに体育館、文化館等があります。用途によりいろいろ利用されております。今まで健康なときには何も不便を感じることなく利用しておりましたけれども、自分のことですが去年の暮れに膝の手術をして、歩くのにやっとの時期がありました。特に階段には非常に過敏になりました。
そこで、質問です。
町の公共施設等は、高齢者、障害者に万全でしょうか。
次に、山本公民館が今度新築されます。高齢者や障害者に考慮した建物にしてほしいと思います。
以上、壇上からの質問にいたします。

議長（金子芳継）
13番、後藤栄美子議員の壇上での質問が終わりました。
当局より答弁を求めます。町長。

町長（三浦正隆）
13番、後藤栄美子議員のご質問にお答えいたします。
初めに、お尋ねの「町の公共施設等は高齢者、障害者には万全でしょうか」ということにつきましては、国では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、また県では「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」を制定し、高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、公共交通施設や建築物のバリアフリー化、地域における重点的・一体的なバリアフリー化、そしてまた心のバリアフリーを推進しております。
これら法令及び条例によりまして、県では毎年「公共施設等のバリアフリー化の状況に関する調査」を実施してございます。市町村庁舎を初め、体育施設、社会教育施設、公園、小中学校などの施設におけるスロープ、そして点字ブロック、手すり、車いす用トイレ、エレベーターなど、20項目について設置の有無を調査するものでございます。
この調査によりますと、本町のバリアフリー化の主な設備状況を申し上げますと、調査対象43施設中、障害者等用の駐車区画は13施設、30%、スロープは27施設、63%でございます。それから、点字案内表示は残念ながら1つの施設だけでございまして、0.02%でございました。それから、オストメイト、人工肛門の方がお使いになるものでございますけれども、オストメイト対応トイレは設備施設がゼロということでございます。そ

れから、難聴者用公衆電話は2施設で、0.04%、車いすの常備は11施設で26%でございました。階段の手すりは、対象外施設もありますので、24施設中22施設、91%となっております。

以上、申し上げましたように、万全かと言われると100%には達しておらない現実にあります。

これまでも、徐々にではありますけれども施設の改修・改善に努めております。今後も各種計画を踏まえまして、引き続き高齢者や障害者に配慮したバリアフリー化の取り組みを進めてまいります。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」においては、障害のある人から何らかの配慮を求められる意向があったときは、必要な対応をすることが義務づけられております。この法律に基づき、本町においては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する三種町職員対応要領」を本年2月に定めまして、職員の意識啓発に取り組んでおります。

施設整備の万全ではない部分は、高齢者や障害のある人の特性や、それぞれの場面、状況に応じた職員の配慮で補完してまいりたいというふうに考えております。

議員ご質問の2点目でございますけれども、山本公民館につきましては、秋田県で15年4月から「バリアフリー社会の形成に関する条例」が施行されまして、バリアフリー化の目的のもと、地方公共団体が文化施設等の新築等をする場合には、出入り口、廊下、階段、トイレ、駐車場、その他について施設の種類、規模により基準が定められてございます。

山本公民館基本計画におきましても、整備基準に適合する施設で計画してありますので、高齢者、障害のある人、病気やけがをしている人、妊産婦、そして乳幼児を連れている人など、全ての利用者に安全かつ快適な施設となるよう、配慮してまいりたいというふうに考えております。

議長（金子芳継）
当局の答弁が終わりました。
13番、後藤栄美子議員の再質問を許します。13番。

13番（後藤栄美子）
町長のほうから、町の施設の説明をいただきました。
私は、町の主な体育館を見て回りました。そうしたら、山本体育館は駐車場から低くて、バスの乗りおりもよく、支障ないように感じました。それから、琴丘体育館も玄関までバスが行けるし、階段にも手すりがありまして、問題はないと思いますけれども、3月の体育文化功労者の表彰式のときは、私はまだ歩くのにちょっと不安でありましたので、そのときは階段を上って来なくてもいいようなところに車を置いて上ってきました。

それから、山本ふるさと文化会館ですけれども、駐車場にバスがいて、立派な手すりがありました。入り口まで車が行かないので、身障者の車いすの方々はどのような乗りおりをしておりますでしょうか。

議長（金子芳継）

教育次長。
教育次長（ 畠山広栄 ）
お答えいたします。
ふるさと文化館については、ゆうばるの駐車場のほうを通過して、上のほうに障害者用の駐車場がありますので、そちらのほうを利用してもらっております。

議長（ 金子芳継 ）

13番。

13番（ 後藤栄美子 ）

ちょっと不便だなと思っております。でも、もうできてしまっているし、車を置くところがないので、ちょっと身障者には、階段も長くてきついで、そう感じました。

それから、八竜の体育館です。それこそリハビリにと思ひまして、体育館に通っておりました。ちょうど2月ころでしたので、雪もありまして、手すりもなく、階段の数は少ないんですが、つかまるところがなく、やっと歩いている時期でありましたので、どこに手をやって上っていけばいいか、そういう思いをして、本当に怖い思いをしておりました。真ん中にでもちょっと手すりがあれば、すごくいいなと感じましたけれども、あそこでも敬老式とかをやりますので、高齢者とかも利用しますので、団体のほうからそのような要望はありませんでしたでしょうか。

議長（ 金子芳継 ）

教育次長。

教育次長（ 畠山広栄 ）

お答えいたします。

3体育施設とも、今現在階段に手すりをつけるように準備を進めているところでございます。

議長（ 金子芳継 ）

13番。

13番（ 後藤栄美子 ）

琴丘も手すりがついていましたし、八竜の体育館だけないんです。自分が健常なときは、皆さんもそうでしょうけれども気づかないと思います。簡単に階段を上れますから。やっと1つずつ上がる時、つかまるところがなければ本当に怖いんです。だから、本当に早くつけてほしいと思います。公共施設の1番については、お願いして終わりたいと思います。

それから2番、山本公民館が今度新築されます。今町長が、いろいろ基準があり、基準に沿って計画していると説明しておりました。前に議会のときに説明してもらいましたが、そのとき2階にエレベーターがつくことになっていましたので、あれは本当によいことだと思います。自分も高齢者になってきましたし、障害者にも本当に優しいつくり方にしてほしいと思います。

これで質問を終わります。

議長（ 金子芳継 ）

以上で13番、後藤栄美子議員の一般質問を終わります。

次に、5番、清水欣也議員。5番。

5番（ 清水欣也 ）

我が町の悪臭対策について、質問をいたします。

私たち浜田地区の地域住民は、四十数年にもわたってあの養豚場の強烈なおいにおいに悩まされ続けてきました。その企業が撤退し、やっとあの悪臭から解放されると喜んだのもつかの間、今度はその跡地に新たな養豚企業が進出してくるようになりました。またあのおいがやってくるのかと、私たちは死ぬまであのおいを嗅いでいかなければならないのかと。おいのない穏やかな今の生活も、畜舎が建設されるまでの一瞬の幻でしかない、そう思うと何ともやるせない気持ちになりますのであります。ただ、そうは言っても、嘆いているばかりではもとのもくあみになってしまう。ここは何とかなければならない。そのためには、今が非常に大事な段階であります。そう思って、気を取り直しているところであります。

そこで、これまで長い間悪臭に向き合ってきた体験と、悪臭による環境被害というリスクに対する対峙の仕方を今振り返ってみますと、多くの問題点やその後悔の念が浮かび上がってくるわけでありまして。そこで、きょうはその反省点を質問事項としたわけでありまして。

まず1つ目は、どうしても町の姿勢を問わなければなりません。はっきり言いまして、これまで町には養豚場の悪臭問題に向き合う姿勢に厳しさがなかったと、そういう結論でございます。被害者意識がないのか、それとも事業者と真剣に向き合うのがおっくうなのか、企業側へ配慮しなければならぬ何か特別の理由があるのか、極めて及び腰だったと言わなければなりません。これからは、あくまで住民の生活を優先させる、そういう確固たる姿勢を貫かなければ、これまでの二の舞になる、そう思います。そこで、町長からその決意のほどをお聞かせ願いたい。これが第1番の質問であります。

2つ目は、地域住民の今の本当の気持ちというのは、おいを減らすとか減らさないとか、それ以前の話であります。なぜ養豚場の進出そのものを我々は阻止できないのか、そういうことでもあります。一旦畜舎ができてしまえば、もう終わりです。もう遅いんですよ。必ず以前と同じ結果になる、そういう過去の苦い経験に基づく強烈な不信感であります。この不信と不満に対し、私たちは町会議員も含めてこれからその住民の不安に答えていかなければならない。そういうことになると思います。いいかげんな説明はできません。阻止できるならできるなりに、できないならできないなりに、明確な住民に対する説明の根拠が必要であると。それがちゃんとできているのか。そういう質問であります。

3つ目であります。

これまで町の悪臭対策には何ら強制力がなかったんです。そのため、実質

的な抑制につながってきませんでした。そして、これからの問題にしたいと思えますけれども、悪臭に関しては我が町の対策が体系的に網羅されていない。ですから、拘束力のない単一の対策、つまり協定書での対策、対応しかできなかった、そういうことがございます。ですから今後は、さまざま関連する法令があるんですけれども、それを具体的に適用させる方法を研究する、それから拘束力のある町独自の規定を整備する、そういう必要があると思えますが、町長はどのようにお考えでしょうかというのが3つ目の質問であります。

それから4つ目は、県の段階においても悪臭や家畜排せつ物、その他の汚濁に関しまして、事業者の届け出、それから施設基準のチェック、命令、罰則、そういう規制、それから指導・監督、多くの責任と役割が与えられているわけでありまして、その県の権限の内容をよく調査して、我が町にそれを当てはめてもらえないかどうか。そして、あるとすれば県に対して強力な関与を求めるべきでないかと、そういうのが4つ目の質問でございます。

それから、5つ目ですけれども、これまで町の養豚場の悪臭に関する問題、この仕事というのは、従たる業務としか位置づけられていなかったんじゃないだろうかと。いわば片手間に行われている感が否めなかった。上層部も、みんな職員任せであったんじゃないかと。そういうふうに思います。ですから、それに伴って企業側もそのいろいろな協定の条項の遵守意識が緩慢になって、いつしか協定書の内容が形骸化していく一因になったと私は考えております。このような事態にならないように、町の業務や分担、そういうものを再構築してみる、そして担当部署の責任と役割強化を図るべきであると私は考えております。これが5つ目であります。

6つ目は、これは進出をやむなしとするという前提で今話しているわけですが、私の結論ではありません。誤解のないようお願いしたいんですが。もしそうなった場合に、新たに進出してくる企業との悪臭防止協定の交渉があるわけですが、これにはある段階で町長のかかわりが不可欠になってくる、そう思います。地域住民にとっては、養豚場の悪臭というのは最大の関心事であります。町にとっても、重要な案件であるはずであります。そういうことを相手方に認識させるためにも、トップによる直接交渉が欠かせない。そういう要件だと思いますが、そのお気持ちがおありかどうかをお伺いします。これが6つ目であります。

それから7つ目は、養豚場問題といいますとまずはにおいだけに注目しがちでございますけれども、水質汚濁の視点も必要だと思います。実は前の養豚場に近接する土地所有者が、30メートルのボーリングをして、水質調査をした分析結果がございまして。それを実は私は二、三日前に分析化学センターに持ち込んで、判断をしてもらいました。それがどういう結果であったかと申しますと、とても生活水としては使えない水だと、こういうふうな説明を受けて帰ってまいりました。そういう経緯もあるものですから、汚水の浸透がないかどうか、これを確認するために、協定書に基づく事業者の

検査とは別に町独自の分析調査が必要ではないかと、そう思いますが、いかがでしょうか。

それから、最後、8つ目であります。

実は、今の動き、つまりナカショクの説明、それから我が町の説明、住民に対する説明、これは私たち住民は誰も信用しておりません。ただ一人も、そうだと思います。大変な不信感であります。それはなぜかという、私が言うに及ばず、今までの強烈なあの体験がその一因になっているわけでありまして。この不信感を払拭するには、相当の努力が必要になると痛感しております。これは住民に対するガス抜きでは今回はとても通用しません。

では、こういう状況では何としたいか。それは、地域住民にこの対策の中にどっぷり入ってもらい、こういうことだと思います。日常の監視の役割の一部を担ってもらい、その結果を初めとして、不満、不安、問題提起、要望などを取り上げるための公の場を設ける、そういうことで住民行動を防止対策の中に組み入れる、そういう仕組みづくりが大事になってくると、そういうふうに考えております。

悪臭防止行政の最終目的というのは、苦情問題の解決にありと、こういうふうに国でも言っております。そういうふうに国でも指導しようという、そういう方向で今いろいろな自治体に指導をしておるわけでございます。ですので、住民に対して町の対策の中に一つの形として組み入れていく、そういう取り組みが必要であると考えますが、どうでしょうかということでございます。

また、協定書案に示された住民との協議会に我々町議会も参加する、そういう方向で検討していくべきじゃないだろうかと、そういうことでございます。

くれぐれも申し上げますが、ナカショクの養豚場の進出を認めるという、そういう前提で申し上げているわけではございません。いろいろこれから状況が展開されると思いますが、最悪の場合という、そういうことを念頭に置いて、質問したわけでございます。

以上でございます。

議長（金子芳継）

5番、清水欣也議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁は午後からとしたいと思います。

1時まで休憩します。

午前11時52分 休憩

午後0時59分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番、清水議員へ当局より答弁を求めます。町長。

町 長 （ 三浦正隆 ）

それでは、5番、清水欣也議員の「町の悪臭防止対策について」のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「悪臭問題やその対策に対し、町は確固たる姿勢のもとに徹底して住民の生活優先を貫かなければ、前の養豚場の二の舞になるのではないか」とのご指摘でございますけれども、町としましては、旧秋田ファームの悪臭は大変深刻な課題として、その対応に苦慮してきた経緯があります。したがって、二度とあのように深刻な悪臭が出ないように、住民の生活最優先で、可能な限り慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

後のほうで述べますけれども、豚舎の建設に対しまして町は許認可の権利を有してはございません。また、豚舎の建設を制限する法律にも該当しないことから、建設自体を阻止することはできない状況でございます。町としましては、やむなく建設を前提とした対応を余儀なくされておりますことをまずご理解いただきたいというふうに思っております。

その上で、家畜排せつ物法、秋田県公害防止条例等に基づき、県による指導等を行っていただき、町としましては法令の遵守を強力に働きかける所存でございます。

次に、2点目の「なぜ養豚場の進出そのものを阻止できないかということに対し、明確な根拠が必要になるが、それができているのか」という点についてお答えしたいと思います。

当該の場所は、保安林や土地利用計画、それから環境の保全にかかわる規制、さらには砂防法、そしてまた国土利用計画法、環境影響評価法等の土地利用上の規制の網がかかっていない、いわば白地の地域でございます。したがって、関係法令等に違反しない限り、国、県においても建設を差しとめることはできないものというふうになっております。

また、新たに造成等を行うわけではなく、宅地となっている自社所有地の畜舎の建てかえであるため、開発に伴う規制も受けられないものでございます。

次に、3点目の「拘束力のある町独自の規定を整備する必要がある」とのご指摘でございますけれども、畜産を発生源とする悪臭に関しまして拘束力のある規定、すなわち三種町独自の条例制定等はできないものでございます。同種の畜産施設が立地する県内の他の市町村においても、例えば小坂町ではポークランドほか2協定をやっておりますし、大館市では大館ファームほか2協定等がございますけれども、他の市町村におきましても公害防止協定の締結により報告義務、立入検査の実施の定めなどを設け、悪臭等の公害防止に対応しているのが現状であり、あくまでも行政指導のレベルでの対応にとまっております。

次に、4点目の「県には事業上の開設届け出や施設基準のチェック、その他命令、罰則などの規制、指導・監督などの権限内容を調査し、把握した上で、県に対し強力な関与を求めるべきでは」というご指摘につきましては、法令等に違反がない場合、県なども指導等はできないと考えますけれども、協定書に基づき業者や地域住民などとの協議の場を設け、環境保全について対話をしていくこととなります。また、公害等が発生した際は、県に迅速に指導するよう働きかける所存でございます。

次に、5点目の「これまでの悪臭防止対策について、町の業務や事務分担の再構築を行うとともに、担当部署の責任と役割強化を図るべきでは」というご質問につきましては、悪臭防止対策は現在町民生活課が中心となり、関係する課・係と連携を密にし、情報の共有と対策の強化を図り、さらには毎月2回ほど開催しておりますけれども、課長会議等にも諮りながら検討するなどの業務体制の強化に努めてまいります。

また、地域住民より悪臭に関する情報提供があった場合の対応としましては、町独自で臭気測定器等を備えまして、迅速に対応できる体制を整えてまいります。

次に、6点目の「進出してくる企業との悪臭防止交渉には、トップによる直接交渉が欠かせない条件だと思う」という点につきましては、議員のおっしゃるとおり、地域住民が四十数年間にわたりまして養豚場の強烈な悪臭に悩まされ続けてきたことを思いますと、私自身もそのような場を設けたいと考えております。その際には、今まで養豚場の悪臭問題に悩まされてきた現状と住民の生の声を届けたい、また町としては地域住民が安心・安全に豊かに暮らせる環境を維持することが町の責務である旨を伝えるつもりでございます。

次に、7点目の「水質汚濁防止の視点からも、汚水の浸透がないかどうかを確認するため、公害防止協定に基づく事業者側の検査とは別に、町主体の分析調査が必要と思う」という議員のご指摘につきましては、町としましては養豚場において生産活動が行われる前に、周辺の地下水の検査は必要だと認識しております。この事前の水質検査を行うことによって、周辺の水質データを把握した上で、事業者側の検査結果と相違があった場合には県からの指導・助言等をいただき、町としましては法令の遵守を強力に働きかける所存でございます。

次に、8点目の「住民の不信感を払拭するために、地域住民に日常の監視の役割の一端を担ってもらうことや、その結果を初め、不満、不安、問題提起、さらには要望などを取り上げる公の場を設ける考えはあるのか」というご指摘、また「町、事業者、住民側の三者協議に町議会も参加することにしてはどうか」というご指摘につきましては、繰り返しになりますが、地域住民が四十数年間にわたりまして養豚場の強烈な悪臭に悩まされ続けてきたことを思いますと、地域住民の不満や不安、問題提起、要望などを協議する場を設けたいというふうに考えております。つまり、公害防止に関する

協定書の中に条文として盛り込むつもりでございます。内容としましては、仮称ではありますが公害対策協議会を設けまして、養豚場における悪臭及び水質検査結果等、また住民からの要望等につきましても協議を行うこととなります。

なお、この協議会の構成員は今のところ自治会関係者、県、町、業者、学識経験者等を考えております。

最後に、「この協議会に町議会も参加することにしてはどうか」につきましては、学識経験者等に含まれると思いますので、前向きに検討してまいります。

以上、いずれにしましても悪臭の防止による生活環境の保全ということに関しましては、三種町としての責務であると考えておりますので、鋭意これに取り組んでまいり所存でございますし、町としても厳しい姿勢で業者に対しましては対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

5番、清水欣也議員の再質問を許します。5番。

5番（清水欣也）

これまでの養豚場の悪臭問題を住民から一言で表現しますと、諦めと泣き寝入りの40年、失われた40年、そういうふうに言えると思います。悪臭対策の要諦というのは、厳しい対応と住民対策、この2つに絞られると思います。だけど、残念ながらこれらの努力が今までおろそかにされていた、その結果このような惨状に至った、そういうふうに認識をしています。この失われた40年が、年数が、さらにふえていくということのないように、町に対して身構えてほしい、今度こそはと身構えてほしい、真剣になってほしい、そういうお願いでございます。町長、もう一度この辺の決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

議長（金子芳継）

町長。

町長（三浦正隆）

先ほど壇上でも申し上げましたけれども、私も八竜地域の出身でありますので、住んでいるところは鶴川でございますから、直接においが夕食時の食卓に入ってきたという経験はございませんけれども、ただ鶴川の中でも一部小学校のプールのあたりに行ったときに、やっぱり夕方にはにおいがしたりとか、それからゆめろんのあたり、お風呂に入りに行ったときに随分すごいにおいだなという感じは持ちました。そしてまた、いろいろ町内の地域の皆さんと、当時郵政関係の仕事をしておりまして、いろいろなお話を聞く際に、大変においがひどいと、そしてまたよそから遊びに来た人たちが「こういうひどいところにいるのか」というような話をされたというようなことも聞いております。ですから、重々悪臭に悩まされてきたことに対する認識は把握しているつもりでございますので、厳しい姿勢を持って事業者には対

応していきたいと思っておりますし、また皆様の前でそういうかたい決意でもって事業者に立ち向かっていく、対峙していくという気持ちを申し上げたいというふうに考えております。

議長（金子芳継）

5番。

5番（清水欣也）

それでは、2つ目の質問に入ります。

私は住民運動のことについて、仕方についてとかそういうような内容で質問をするわけにはいきませんので、どうしても進出後の対応ということについてしか質問をせざるを得ないわけでございますけれども、そういう理解の上でお聞きいただきたいと思います。

非常に残念なことには、養豚場の悪臭防止対策の限界を感じております。残念ながら、この悪臭防止に関して事業活動後における悪臭の防止を規制する法律はいっぱいありますけれども、進出を拒否できる法体系になっていないというのが今の我が国の養豚場関連の姿であります。例えば、最も頼りの悪臭防止法というのがありますけれども、これは事業活動における防止規定だけであります。施設基準もありません。ですから、当然届け出制にもなっていないわけですよ。それから、家畜排せつ物管理適正化法というのがあります。これも頼りにしたいんですけども、実際は家畜のふん尿を農産資源と捉えています。その有効利用の促進を目的としているんです。例えば、ふんの堆積場が管理基準に合った施設になっていけばよいとされているわけですし、そのほかに事前届け出の義務もないわけでありまして、県の公害防止条例というのがあるんですけども、これは川に流れないようにするための施設基準がありますけれども、においの防止については理念だけですよ。格好いい言葉を並べただけで、罰則もない、そういうものであります。ほかにいろんな関連の法律がありますけれども、全て産業振興を狙いとした物質規制であると。においという気体に特化して規制している法律は、悪臭防止法だけなんです。ところが、その悪臭防止法でも進出を阻止できない。そういう現状で、非常に残念でございますが、これに関しては限界があると、そういう認識でございます。

それでは、どうすればいいか。そういうことになるんですけども、もし進出を妨げられないのであれば、その分のエネルギーを進出後の監視と規制の遵守に全力を注ぐ、それしかないと思うわけでありまして。その際は、いわゆる住民パワーを取り込む必要がある。これが必ず力になる、そういうふうに考えますが、これを何らかの形で形にする、対策の中に仕組みとして取り入れていく、そういうふうに考えますが、町長、いかがでしょうか。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活課長（川村義之）

そうすれば、私のほうからお答えします。

今、議員がおっしゃるとおりのことも、正直言って私ども事務サイドのほうとしても考えておりました。その対策としては、今まで何回かは自治会長さんを含めて八竜地域の町内の有志の方にもお願いして、町のほうとしては公害防止に関する協定書を新たに、もう一度そういったものを盛り込んだものをつくりたいということで、何回かは協議してきたところでございます。いずれにしてもそういった悪臭だけではなく、水質汚濁関係、あるいは騒音等を含めた公害防止に関する協定書をつくっていきたいと考えておるところでございます。

議長（金子芳継）

5番。

5番（清水欣也）

私がイメージしているのは、協定書にある協議会のことを言っているんじゃないんですよ。あれは最終段階です。その前に、住民の不満とか全てを受け入れる場を設けるということです。その結果を協定書の協議会に持ち込んでいくという、その二段構えなんですよ。後でまた説明しますが、その前段の対策として住民の力を結集させるという、こういう場所が必要だと、それも公の場として認める、そういうようなイメージであります。後で説明しますので、次に3番目に入ります。

養豚場の悪臭関連の法律としては、悪臭防止法を含めて7つあると、そういうふうには私は理解しております。その中で、最も頼りになるものが悪臭防止法であります。これはあくまでもにおいに対する規制ですので。確かに物質規制はありますけれども、最近臭気指数という規制があらわれました。要するに、この法律はにおいを出すもの全てに対して規制を施すという、そういうような内容であります。

ところが、困ったことにこの防止法の規制を適用させるためには、規制地域を指定しなければなりません。秋田県は、市は独自でやれることになっているんですが、町村というのは県が指定するという、そういう仕組みでございます。そういう法律でございます。ですから、県に依頼して、我がほうの三種町を規制地域に指定くださいと、そして、してもらった後であれば、この悪臭防止法を適用させることができるんですよ。今、協定書の条文に、いろいろな別紙に書いてあるような基準でこれを守ることとなっているんですけども、法律が適用されないんだから、この規定もつukれないはずなんですよ。そういう結論になるわけでありませぬ。

そこで私が言いたいのは、悪臭防止法を適用させるために地域指定をする、でなければ我が町に悪臭防止法を適用させられないんですよ。協定書も結べないんですよ。という結論になると私は思います。

ここで聞きしたいんですけども、この悪臭防止法の規制というのは権限移譲されたそうですね、町に。そういうことがわかったんですよ。だったら、町独自で規制をかけられるということなんですよ。そこで聞きしたいのは、そういう権限が移譲されているのでしょうか。それが1つと、移譲され

ているんだったら、ぜひ地域指定を直ちにやるべきじゃないかと、この2つの質問なんです。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活課長（川村義之）

お答えいたします。

いずれ清水議員が言ったとおり、悪臭防止法について町への権限移譲ということでありませぬけれども、私がちょっと勘違いしているかも知れませんが、平成27年か28年に確かに権限移譲されております。

議長（金子芳継）

5番。

5番（清水欣也）

それだったら、もう直ちに指定の手続に入るべきです。でないと、最も頼りにする悪臭防止法が適用させられないんですよ。だから、基準以上のおいが来ても文句言えないんですよ。そういうような内容のものだということをよく理解していただきたい。権限移譲されているんだしたら、もうやれませぬと、その権限を使って町全体を規制地域に指定しますと、そういうふうにご答弁してくださいよ。

議長（金子芳継）

休憩します。

午後 1時25分 休憩

午後 1時32分 再開

議長（金子芳継）

会議を再開します。

答弁。町民生活課長。

町民生活課長（川村義之）

先ほど清水議員から言われたことに対してなんですけれども、今、文書はありますけれども、内容等確認したいところがありますので、保留にさせていただきますと思います。

議長（金子芳継）

5番。

5番（清水欣也）

この質問の要点は、とにかく規制を、今まで我がほうの対策には規制が何もないわけですよ。ですから、これを規制するものを、何ぼでも規制する条項を見つけて、それを適用させるということを考えましょうという、そういうことでもあります。その一つとしてたまたま悪臭防止法があるので、これを適用させる道があるわけだから、これをまずとにかく適用させるという、そ

ういう方向で行きましょうということ。そういう質問でした。

次の質問は、県にも協力してもらいたい、我がほうだけじゃなくて県も一緒にあって向かっていけば、力が倍になるんじゃないかと。そこで、県にもいろんな規制を適用させる道があるわけだから、それを我がほうにも当てはめられるものはないだろうかということの研究して、もしあるんだとすればそれを県から強力に一生懸命出してもらおう。その権限ぎりぎりのところまで何とかやってもらいたい。実は私、県に行ってきました。皆さんの持っている権限のぎりぎりのところまで何とか我がほうにも向けてもらいたいというお願いをしてきたところでございます。

それでは、次に入ります。

5つ目、従たる業務としか位置づけられていなかったんじゃないかと私言いました。要するに、養豚場の悪臭問題については余り真剣でなかったわけですよ。どうしても対策に厚みがないものですから、受け取るほうも真剣でないと受け取って、そう映るんじゃないかというような気がしていたわけですよ。だから、皆さんも自覚していると思いますが、あの協定書が果たしてどこまで守られていたかということは、非常にあれでしょう。私だってあれを見て、とてもとても思っていましたよ、ずっと。

そうすれば、どんなことで真剣味を出したらいいかということですが、例えば私はこういうことを考えました。役場に悪臭についての相談専用窓口を設ける。それから、におい監視月間とかそういうのを設ける。それから、今行政組織機構があるんですけれども、これには何も書いていないんです。畜産業に関することというのは農林課にある。それから、町民生活課には公害に関することとなっているんですよ。これに当てはまると言われればそれまでかもしれないけれども、もうちょっと、例えば養豚場の悪臭防止、事業者と住民間の苦情処理及び公害紛争に関する事とか、それぐらいの気迫を出してください。確かにそれを書いてもどうなるかと言われるかもしれないけれども、やっぱりこれは向かう気持ちですよ、要するに。だって、行政組織だってそうなんだから。言ってみれば。その気持ちをあらわすために、あの文言ががごと並んでいるわけですから。と私は思います。

それから、住民説明会に町長とか副町長、1回参加してくださいよ。どういう世界なのか。こうやって相手とわたり合えるぐらいの気迫を私は見せていただきたい。こういうふうを考えるんでありますが、この4番の質問はそういう趣旨だということをお伝えいたします。どうですか。こういうような、もっと対策に厚みをつける、それについてはどうでしょうか。

議長（金子芳継）
町長。

町長（三浦正隆）

要するに町のほうの姿勢を見せてほしいということだろうと思います。そういう意味では、前回の浜田の公民館においての説明会には私行けなかったんですけれども、今後なるだけ顔を出すようにしますが、例えば今議員のお

話の中でも相談窓口と、それからにおい監視月間とかパトロールとかありますけれども、よく地域では防犯パトロールという組織なんかもありまして、悪臭パトロールなんていうのももしかしたら、官民で組織したもので回って歩くというのでもいいかもしれませんし、いろんな対策は考えられるだろうというふうに思っています。要するにいろいろ町も地域住民も非常に注目しているよというスタンスを出していければというふうに考えております。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）

要するに私たちのほうには、悪臭防止対策という体系化した、系統立てたものがないということですよ。だから、それをひとつこれからは考えていかなければならないんじゃないかと、そういうことであります。

ついでに、協定書の話になりましたので、協定書のことについてちょっと質問したいと思います。これは大口と芦崎の養豚場にも適用させることになるんですか。あそこは例の今度進出してくる企業が経営者ですよ。これは対象にならないんでしょうか。

議長（金子芳継）
町民生活課長。

町民生活課長（川村義之）

課長　　そうすれば、私のほうからお答えします。

いずれ芦崎と大口については、確かに親会社はナカショクさんでございますけれども、それぞれの法人、会社名が違います。したがって、芦崎と大口についてはこの協定書は今までは結ばれておりませんでした。なお、実は秋田ファーム時代については平成13年5月に旧八竜町時代に協定書を締結した経緯がございますけれども、いずれ今回の協定書の考えているところは、今回新しく新設される場所のみとして考えているところでございます。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）

それから、これはまた副町長が任意の規定だからいいと言うかもしれませんが、悪臭防止法が守るべき基準というのは指定物質規制と臭気指数の2つなんですよ。このどちらかを守らなければならないということなんです。ただ、我がほうの協定書というのはどちらも守れと、そういう規定になっているわけですよ。それでいいのかどうかと。

議長（金子芳継）
町民生活課長。

町民生活課長（川村義之）

課長　　私のほうからお答えします。

いずれ今回の協定書の案というか、町の考えとすれば、確かにアンモニアとかそういった基準はもともと示されている国の基準を用いながら、新たに

今回臭気指数というのを設けております。これについても、ほかのところにもいろいろと確認した経緯もございますけれども、最近はこの臭気指数というものを用いている協定書が多かったので、今回改めてこういった形で設けております。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）

協定書のことで申し上げますが、従来の協定書はあってなきがごとし、そういう状況にあったと私は思っているんですよ。今回は何としてもこれを守ってもらわなければ困るわけですけども、守ってもらうための何か手だてを皆さん考えているのでしょうか。もう畜舎ができてしまえば後は終わりというような、何としてもこれは避けたいわけですよ。私、考えました。どうすればいいかと。それは、苦情処理体制と協定書に言う協議会の機能を高めることです。これに尽きると思うんです。なぜかという、においというのはその人によって違うわけですよ。Aという人が嗅げば「いや、これは大したことはない」と。けれども、俺が嗅ぐと「うわあ」と、こうなる。それから、においのする場所、それから検査する時期、瞬間、これによって全部違う。きょう、分析化学センターがとりに来ても、何時間もかけて来ているうちににおいが消えるかもしれないわけですよ。それから、とっていても、分析に二、三日かかる。二、三日後にはこれがおさまっているかもしれない。本当に厄介な問題。そういうことだからこそ、どういうふうにしてマイナス部分を補うかという、苦情処理体制と協議会に訴える場をつくる、これなんです。要するに、こういう難しい、本当にこちらが立てばこちらが立たないですけども、においの確認という困った問題がありますので、苦情処理を通じて相手に同じ認識を持ってもらうという、そういうことなんです。つまり、被害者の目線で、目線というか鼻線と言えいいか、被害者の目線で認識を共有するということなんです。それは分析検査でないんです。悪臭の苦情体制の中からそれが出てくるということなんです。だから苦情体制というのは非常に大事だと。「ほら見ろ、こんなにひどいべ」と、こういうような形に持っていかなければだめだということなんです。それはもう基準とかなんとか以前に。そういう意味で、この苦情体制と協定書の協議会というのは物すごく大事になってくると、そういうような認識であります。

それから、次の6番目の問題ですけども、町長の出番は非常に大切になってくると思います。要するに、相手に真剣味をわかってもらうためには、最後はやっぱり町長の出番ですよ。先ほど町長は出ると言っていましたので、ひとつ何とか頑張ってくださいと思います。

それから、においの分析検査をやるべきだという、水質検査をやるべきだという話が出ましたけれども、実はある人からこういう検査結果を私示されたわけです。これは隣に土地を所有している人が検査をしたらしいんですけ

れども、その結果がこれなんですけれども、これを実は分析化学センターに見てもらいました。そうしたら、「いやあ、ひどいですね」という話でした。これは生活用水にはとても使えませんねと。そういう話でした。今どうなっているかはわかりません。これは平成20年4月に採取したようですけども、そういうこともあるので、ぜひ今どうなっているかということ調べる必要があるんじゃないかと思います。

それからもう一つ、その検査については、今私は水質のことを言いましたけれども、悪臭については悪臭防止法で自治体は独自に検査をしなければならないという条項があるんです。ですから、ぜひ町でも町単独の検査を実施していくべきであると、そう思いますが、いかがでしょうか。

議長（金子芳継）
町民生活課長。

町民生活課長（川村義之）

私のほうからお答えいたします。

先ほども町長が答弁したとおりでございますけれども、いずれにしてもまず実際生産活動が始まる前に当然その周辺の水質は町としても把握しておかないと、この後の対応ができないと私も認識しておりますし、そのような形で対応していきたいと思っております。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）

最後の質問になりました。

冒頭にも申し上げましたように、住民説明会に参加した方はわかると思いますが、町のこれからの取り組みの方針とか、あるいは今度来る事業者の説明は、誰も信用しておりません。それだけ今まで大変な目に遭ってきたわけでございます。こういう状況で何とすればいいかということになるわけですけども、何回か触れましたが、しっかりとした苦情処理体制と、それから要綱で規定している協議会の機能を最大限強化する、この2つしかないと思います。はっきり言って、悪臭防止法に規定している基準を守っているか守っていないかというのは、現実にはそれを判定することはとても難しいと思います。現実問題として。私が前に言ったように。さっき言った検査の仕方、それから採取の仕方、においの特性から言って、とても基準に合っているかどうかということを検査して確認するということは至難のわざであります。私は不可能に近いと思っております。ですから、それにかわる担保は何かというと、苦情処理と協議会の協議を通じて相手と我々被害者が同じような目線に立つこと、これが最終的な解決方法だと。言ってみればそれしかない、そういうふうと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（金子芳継）
町長。

町長（三浦正隆）

先ほど壇上でもお話し申し上げましたけれども、やっぱりそういう協定書をつくってそのままではなくて、実際に日々そういうものを異常がないかどうかを確認しながら、あった場合には場を設けて、そこに出てきていただいて、何者かでお話しするということが基本だろうというふうに思います。苦情の処理と、そしてまた協議会の設置と、これがやっぱり一番問題解決には早道だろうというふうに思っていますので、そのように私どもも考えていますし、そういう意味では議会のほうからも応援してもらいたいというふうに思っております。ありがとうございます。

議長（金子芳継）

5番。

5番（清水欣也）

最後は住民運動なんです。住民パワーが必要なんです。ですから、私は個人的に覚悟しています。いずれ必ず問題になってくるときは、住民運動を立ち上げると、私はそういうふうに覚悟を決めてこれに頑張るつもりなんです。ですから、どうか町長もあの辺の集落の今何ともならないこの気持ちをよくひとつわかっていただいて、対応していただきたい。以上であります。終わります。

議長（金子芳継）

先ほど5番、清水議員からの質問に対し答弁が保留されております。それは後ほど答弁をさせます。

一般質問を続行します。

次に、14番、堺谷直樹議員。14番。

14番（堺谷直樹）

それでは、私からさきに通告した2件についてお伺いをしたいと思います。

1件目ですが、熊被害防止対策の講習実施についてお伺いをいたします。

山菜とりの時期になると、熊被害のニュースを耳にする機会が多くなりますが、我が町も例外なく、毎年熊が目撃されております。熊が出没する場所も、人通りが多い場所であったり、民家のそばであったりと、その被害が心配される場所でもあります。

そこで、熊の習性や遭遇した場合の対処法など、正しい知識を身につける講習会を各地域ごとに実施してはどうかというのが1件目の質問です。

2件目の質問でございますが、移住体験シェアハウス等についてお伺いします。

空き家を借り上げて整備した移住体験シェアハウスについて、3つお伺いします。

1つ、賃貸借契約期間と契約金額。

2つ、昨年度の利用実績。

3つ、長期間利用者がいない場合の管理方法。また、高齢者向けのシェア

ハウスを整備できないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（金子芳継）

14番、堺谷直樹議員の壇上での質問が終わりました。

当局より答弁を求めます。町長。

町長（三浦正隆）

14番、堺谷直樹議員の最初のご質問についてお答えします。

昨年、県内で熊による死亡事故が4件発生しております。ことしも5月27日に仙北市で死亡事故が発生しております。また、人身被害や農作物の被害も数多く発生しております。

熊による人身事故を防ぐためには、熊と出会わない方法や熊を引き寄せない方法を心がけることが大切で、熊被害の防止方法としましては「山や野外では2人以上で行動する」「鈴や笛、ラジオを身につけ、周りに音を出す」「小熊を見かけたら母熊もそばにいたので近寄らない」「出会っても慌てずゆっくり後ろに下がり、静かにその場から立ち去る」「足跡やふんなどを見つけたらその先に進まず引き返す」「生ごみや残飯、廃棄果樹などを山に捨てたり、放置しない」などが必要であります。

現在、町では県山本振興局や能代警察署、町猟友会等と情報連絡を密にし、連絡体制を整えているほか、町広報紙やパンフレット配付、防災行政無線放送を活用して、熊の被害防止に向けて注意喚起を呼びかけてまいっております。

次に、シェアハウス関連の質問についてでございますけれども、1つ目の賃貸借契約期間と契約金額についてでございますけれども、契約期間は平成28年から10年間で、契約金額は無料になっております。

2つ目の昨年度の実績であります。残念ながら利用者はありませんでした。しかし、今年度は去る6月11日に来春をめどに移住を検討している2名の若者が利用しております。「東京のたまり場」事業の効果があらわれてきているものと考えております。今後ともPRに努めてまいります。

3つ目の長期利用者がいない場合の管理につきましては、このシェアハウスは移住・定住の利用者がある場合は町が優先的に利用しますが、利用者がいない場合は所有者が活用してもよいことにしております。そのため、建物の維持管理費用は所有者が負担することとしておりますので、所有者に委ねることになります。

最後に、高齢者向けのシェアハウスについてでありますけれども、1つの住宅を複数人と共用し、生活する居住体系であるシェアハウスは、高齢者の生活、家事、食事、入浴などを考慮しますと、現状では管理し、世話をする方が常駐するとかしななければ成り立たないものというふうに考えております。しかしながら、今後の社会情勢、生活スタイルの変化に伴い、要望などが高まった場合は検討すべきものとは考えております。

以上であります。ありがとうございました。

議長（金子芳継）
当局の答弁が終わりました。
14番、堺谷直樹議員の再質問を許します。14番。

14番（堺谷直樹）
県では、先月末、ツキノワグマの出没警報が発令されましたけれども、我が町で今年度、出没を確認したのは何件あるか教えてください。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（眞川信一）
お答えします。
目撃情報は10件であります。

議長（金子芳継）
14番。

14番（堺谷直樹）
出没を確認した後の対応は今現在どうなっているのか、教えてください。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（眞川信一）
先ほども町長からの行政報告でありましたけれども、見つけた段階ではすぐ防災行政無線を使って当該地域に熊の注意喚起を行っております。それと、特に学校関係等教育施設があるところに関しましては、学校の先生と密に連絡をとりまして、下校する際の注意を喚起しております。以上です。

議長（金子芳継）
14番。

14番（堺谷直樹）
捕獲用のおりを設置したという話をたびたび昨年度も耳にしましたけれども、設置する際の基準というものはあるのでしょうか。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（眞川信一）
一般的には目撃情報が寄せられたところを主体に、リンゴとか蜂蜜とか熊の好物、誘うものをおりの中に入れて、やっております。基本的に一旦熊が出たところには一月ないしそこら辺は継続して餌をかけておくことにしております。

議長（金子芳継）
14番。

14番（堺谷直樹）
町でおりを管理しているんですか。おりは何個ぐらい持っているんですか。

議長（金子芳継）

農林課長。
農林課長（眞川信一）
お答えします。
一昨年までは3基しかございませんでしたけれども、昨年の熊の出没の関係で、9月の補正で4基さらに注文して、計7基ございます。

議長（金子芳継）
14番。

14番（堺谷直樹）
今、餌のリンゴ、蜂蜜という話をされていましたがけれども、最近の新聞で、潟上市のつくだ煮屋さんが熊の捕獲のたれを県のほうに無償提供したと。それを希望する市町村に使ってもらって、効果を検証したいという、そういう記事が載っていましたがけれども、どうですか、これをやる気はないでしょうか。

議長（金子芳継）
山本総合支所長。

山本総合支所長（山田幸樹）
実は、その餌ですけれども、うちのほうの猟友会の会長さんが事前に分けてもらいまして、9日と11日にそれぞれ熊1頭、計2頭を捕獲しております。以上です。

議長（金子芳継）
14番。

14番（堺谷直樹）
記事に載る前にもう捕獲していたということですね。大変いいことだと思います。
熊被害で一番気をつけなければならないのは人身被害だと思うんですが、我が町の猟友会には定期的にパトロールとかというものはお願いしてあるものなのでしょうか。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（眞川信一）
お答えします。
基本的には、熊が出没したという目撃情報が出た場合に出動という形になります。

議長（金子芳継）
14番。

14番（堺谷直樹）
1回当たり幾らと日当が出るんでしょうけれども、日当は幾らぐらい払われているんでしょうか。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（ 眞川信一 ）

いろんな出役方法がございます。実際に熊が出て捕獲しに行く場合、それと先ほど言った熊に餌をかけるために行く場合、餌に熊がかかっているかどうかを見に行く場合とかというふうな形で、その頻度といいますか中身の危険性とかによって4,000円とか2,000円とか小まめに分けてございます。

議 長（ 金子芳継 ）

14番。

14番（ 堺谷直樹 ）

全国的にも狩猟される方の人数が減ってきているという話でありましたけれども、我が町も多分年々高齢化などで猟友会に参加している人が少なくなってきたかと思うんですが、それに対して町は補助なり対策なり、何か手だてはあるものでしょうか。

議 長（ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長（ 眞川信一 ）

確におっしゃるとおり猟友会の皆さんもかなり高齢化してきております。若手の後継者がなかなか猟銃の免許を取らないというふうな段階にありまして、町として特に助成云々というのは今のところ考えておりません。

議 長（ 金子芳継 ）

14番。

14番（ 堺谷直樹 ）

今後少し検討していただきたいと思います。

それと、我が町独自に熊の出没マップなるものを作成して、ホームページ等に載せて啓発運動を行うみたいなことは考えられませんか。

議 長（ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長（ 眞川信一 ）

リアルタイムな情報で、いいとは思いますが、そのためにはパソコンを見ていなければいけないというふうな形になりますので、いつときを争う危険性のときはやはり防災行政無線のほうが効果があるのではないかとこのように思っております。

議 長（ 金子芳継 ）

14番。

14番（ 堺谷直樹 ）

防災無線は防災無線で大変結構なんですけれども、それとあわせてどうですかという話ですけれども。

議 長（ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長（ 眞川信一 ）

これまでに出没した場所等に熊のマークをつけて喚起を促すというのは、大変いいアイデアかと思っておりますので、できるかどうか検討してみたいと思います。

議 長（ 金子芳継 ）

14番。

14番（ 堺谷直樹 ）

ぜひ検討してください。

それから、なぜこの講習を実施していただきたいかという、正しい知識をなかなか有していないということなんです。先ほど町長の答弁にも、鈴や笛の携帯という話がありましたけれども、これはある有識者の話ですが、鈴や笛は熊を逆に呼び寄せると。ラジオをよく携帯して、山を歩くときは音を鳴らせと言うんですが、逆に熊をおびき寄せる作用もあるよというふうな報告があるというふうに聞いております。やはりそういった情報も町民の皆さんにお知らせする、そういう意味では講習会というものがすごく有効ではないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

議 長（ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長（ 眞川信一 ）

お答えします。

熊は不特定多数の場所に出てくるわけですが、誰に遭遇するかわからないわけですが、仮に地域別の講習会等をやるとすれば、上岩川とか下岩川とか比較的熊の出やすいところがいいかとは思いますが、町としては今のところそこまでは考えてございません。

議 長（ 金子芳継 ）

14番。

14番（ 堺谷直樹 ）

ぜひ実施していただきたいと思うんですが、ご存じのとおり山中であり下小であり琴中であり熊の目撃情報があるような山林を周囲に持っているような学校もあるわけですから、学校でも講習を実施していただきたいというふうに考えておったんですが、どうでしょうか。

議 長（ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長（ 眞川信一 ）

同じことの繰り返しになりますけれども、昨年9月の段階で学校、教育関係者と連携した対応をとっております。小さいお子さん、児童生徒は熊を見た場合動転するといいますか、大人もそうですけれども、びっくりするわけですが。マニュアルがあったとしても、そのとおりに果たして体が動くかどうかというのちょっと疑問なところがありますので、今のところ教育委員会関係のほうで、やって悪いということはないと思いますけれども、まず今のところ考えておりません。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

今、課長すごいいいこと言ったじゃないですか。マニュアルどおりに体が動かないから、講習会をやってくださいということで私、そこが目的で今お話しさせてもらっているんですが、実際熊が出たときにこうしろああしろと言っても、多分体が動かないと思うんですよね。だから、そういった場合にこういうふうに対処する、例えばこういう逃げ方をする、そういった講習会を実施していただきたいというふうに、要は質問の趣旨はそこなんですよ。そのことについてもう一度答弁をお願いします。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（眞川信一）

お答えします。

熊の場合、人間もそうですけれども、個体差というものがかかなりあるそうです。鈴やラジオをつけていても被害に遭う、要は熊が人になれてきて、人を怖く思わないで接触してくると、そういうふうな事故等も報告されております。ですから、一概に熊はこうですよというふうな講習を開くのはちょっと難しいのではないかなと思っております。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

水かけ論になりますので、もうそろそろこの件に関しては終わりたいと思いますけれども、でき得る限り注意喚起、特に子供ですね、児童生徒、熊を目撃した場合には間違いなく学校を通じて連絡をしてあげて、遅くまで部活動をやって自転車で帰っている子とかもいますので、その辺お願いをして、この件はやめたいと思います。

それから、2件目の移住体験シェアハウスについてですが、10年間、それから無料であるというお話でしたけれども、これはたしか森岳地区でしたよね。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（相原信孝）

課長

お答えします。森岳の駐在所のそばの空き家を利用しております。以上です。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

ほかにもこういう移住体験のシェアハウスを整備する予定はあるでしょうか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（相原信孝）

課長

先ほど町長が申したとおり、やっと効果が出てきておりますので、その状況を見ながら、必要とあれば検討してまいりたいというふうに思います。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

先ほど町長の答弁で「東京のたまり場」というのが出てきていました。私、たまり場と何か関連性があるのかなということで、お聞きしたかったんですが、そうすれば「東京のたまり場」のほうでもこの移住体験シェアハウスがあるということを知り、ぜひということ運動されているということによろしいですね。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（相原信孝）

課長

お答えします。

「東京のたまり場」は今年度から運営している事業でございます、ようやく効果があらわれてきたというふうに感じております。そこでは、第3日曜日なんですけれども、移住相談あるいはふるさと納税の相談、町のPR、直売など、いろいろ試行錯誤しながら、北千住の住民、大学、学生、そういう方々と町とのウィンウィンの関係が築けないかということは今検討しながら、進めているところでございます。以上です。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

高齢者向けのシェアハウスですが、町の現状を見るに、ひとり暮らしのお年寄りが安心して過ごせる環境を早期に整備する必要があると考えますけれども、それに対して町はどういうふうに考えておられるのでしょうか。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）

高齢者向けのシェアハウスということですが、高齢者といっても自立した高齢者だと思っておりますので、シェアハウスとなるとやはり共用する部分、光熱水費等、食事代等いろいろ管理が大変で、高齢者のみのシェアハウスというのは現状的には無理があるのかなと。ただ、町長答弁と同じですが、今後社会情勢とか生活スタイルが変わって、高齢者向けのシェアハウスが活用できるような状況になれば、それとグループホームとの違いを明確にできれば、実施の方向も検討にはなるかとは思っています。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

何が言いたかったかという、三、四人でそういったシェアハウスで過ごした場合に、町で何か支援できないものかというのを本当は一番私聞きたいところだったんですが、今の段階では難しいけれども、いずれ情勢を見ながら検討していただけるということなので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、町内の養護老人ホーム、もう既に飽和状態で、いつ順番が回ってくるかわからないような状況だということをちらっと聞きました。町内に何件の施設があって、町では待機されている人数というのは把握されているのかどうか、教えてください。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）

資料がございませんので、施設数は把握していますが、待機はそれぞれの法人ですので、一つ一つ当たらないと数字は出てこない。

それと、待機はダブルカウントとか、3施設に申し込まれているとかありますので、待機人数が400人いてもその半分以上が別の施設にもということになりますので、実数の把握は不可能かと思われま。ただ、施設数については、ちょっと時間をいただければ資料で確認します。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

では、後でその資料をいただければと思います。

以上で終わります。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活課長（川村義之）

先ほど5番の清水議員に対して保留にした件でございますけれども、今現在県に確認中でございます。まだ確認がとれていないところがありますので、大変申しわけございませんけれども、あしたの朝一に報告したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

議長（金子芳継）

5番議員さん、そのようにお願いします。

以上で14番、堺谷直樹議員の一般質問を終わります。

本日はこれをもって会議を閉じます。散会いたします。

午後 2時15分 散会